

第 10 環境森林部の補助金について

1. 環境森林部環境保全課の補助金

(1) 群馬県産業環境保全連絡協議会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分・施行区分（指摘事項 69）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 補助金交付先の役員等の属性の確認について（指摘事項 70）

第 4 の第 1 項参照。

(ウ) 各地区協議会の役員属性について（指摘事項 71）

第 4 の第 1 項参照。

(エ) 実績報告書の正確性の検証について（意見 98）

結論：地区協議会の支出について、請求書写しのみで確認し、支払に関する証憑を確認していないものが 1 件検出されたので、支払に関する証憑の確認を漏らさないよう留意されたい。

説明：協議会から各地区協議会（10 か所）への支援事業費支出（合計 45 万円）については、完了報告書に添付された銀行の振込受付書の写しで確認されていた。さらに、各地区協議会の支出額についても、同協議会が各地区協議会から集めた請求書や領収書の写しが添付されており、それら証憑の写しによる確認がなされていた。しかし、高崎地区協議会の支出については、請求書の写しで確認しており、振込受付書の写しなど支払に関する証憑の確認がなされていない。支払に関する証憑の確認を漏らさないよう留意する必要がある。

(オ) 補助金の効果の検証について（意見 99）

結論：協議会が行った研修について、参加者アンケートの提出を求めて分析を行うなど、より精緻な検証を行うべきである。

説明：補助金の効果の検証については、同協議会ないし各地区協議会が補助事業の趣旨・目的に沿った活動をしているかしか検討されていない。しかし、各地区協議会が実施した見学会や研修会は、優良事業所や原子力発電所の見学や環境問題に関する講演会の実施など有意義と見られるものも含まれる一方、参加者数は 50 名のものから 15 名しかいないものもある。研修会などの効果の検証としては、参加者へのアンケートとその集計結果の分析が有用と考えられる。そこで、各地区協議会での企画に参加した者のアンケートやその集計結果の提出を求めて、その効果を分析するなどより精緻な検証を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県が群馬県産業環境保全連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営費用の一部を補助することにより、県内企業の公害防止思想の普及と公害防止自主管理体制の確立を図り、もって産業公害の防止に資することを目的とすること

とされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県産業環境保全連絡協議会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象事業は、①国、県及び市町村の環境保全施策に係る情報の収集並びに会員への提供、②公害防止管理者等の養成、技術研修、講習会、講演会の開催、③公害防止に関する調査、研究、④環境関係行政機関との連絡、協力である。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県産業環境保全連絡協議会であり、同協議会から、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、富岡、藤岡、西邑楽、北毛の地区協議会へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。

本件補助金は、協議会以外に交付対象は想定していない。交付先の補助事業の遂行能力については、実績報告書により、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。補助金支出の効果については、交付申請書に添付される事業計画で検証している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、37年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	150	150
平成24年度	150	150
平成25年度	150	150
平成26年度	150	150
平成27年度	150	150

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了報告書を事業完了の日から2か月以内又は次年度の4月30日までに提出することとされている。

(サ) 事後点検

補助金の適正利用については、収支予算書と補助事業完了報告書・収支決算

書（見込み）・領収書の写し・パンフレット等で確認している。

2. 環境森林部林政課の補助金

(1) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（沼田市）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 事業の実現可能性の確認について（意見100）

結論：計画段階において、事業の実現可能性を確認し、実現性の高い事業に対して、予算計上を行うことが望ましい。

説明：計画段階では、7事業に対して、合計4538千円の補助金の交付を予定していたが、実際には3事業に対して合計557千円（計画比12.3%）の補助にとどまっております、残りの4事業は廃止となっている。

4事業のうち、2事業は、補助対象経費がわずかであったため、事業実施主体が補助金の申請を見合わせたものであり、やむを得ないと考えられる。

しかし、1事業については、現地精査を実施したところ、通常の伐採が困難な箇所であることが判明し、困難地整備事業の上限を超える経費の必要性が生じ、自己負担金の確保が困難なことから、事業を廃止したものである。今回のように補助金の申請が不可能となった場合には、その経費は自己負担となるのであるから、最終的に補助金が交付されるか否かに関係なく、計画段階において現地精査を実施し、経費を精密に算定した上で、補助金の申請を行うことが望ましい。

さらに、残りの1事業については、地権者との交渉が難航したことにより、年度内の実施が困難と判明したため、3月17日に事業を廃止している。事業の実施にあたっては、地権者の承諾が不可欠であることから、計画段階において地権者の承諾を得て、実施の可能性が高い事業に対して、補助金の申請を行う必要がある。計画に対する実績が12.3%というのは極めて低く、安易に計画が提出されているという懸念が生じる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助事業者は、補助事業を実施するときは、知事が別に定める期日までに事業計画書を知事に提出しなければならない、補助金の交付申請をするときは、知

事が定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

沼田市であり、沼田市から自治会やNPO団体へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先の補助事業の遂行能力については、一次的には、市町村にて判断するほか、第三者委員会を年に3回開催して、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」課税期間5年間（平成26年度～30年度）である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	10,040	5,456
平成27年度	4,538	557

なお、平成27年度の予算と決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	計画変更	交付決定	変更交付決定	確定額	注
A	226	—	226	226	226	
B	119	—	119	119	119	
C	212	—	212	212	212	
D	480	—	480	廃止 H28.3.7	—	1
E	21	—	21	廃止 H28.3.7	—	1
F	825	廃止 H27.7.22	—	—	—	2
G	2,655	廃止 H28.3.18	—	—	—	3
計	4,538	—	1,058	557	557	

注1：補助対象経費がわずかであり、補助金の申請を見合わせたため、当該事業を廃止した。

注2：当初、困難地整備事業により、樹種転換を前提として全伐を計画して

いたが、現地を精査したところ、通常の伐採が困難な箇所（特殊伐採）があることが判明した。特殊伐採も含めた経費を改めて算定したところ、困難地整備事業の上限を超える経費の必要が生じ、今回自己負担金の確保が困難なことから事業を廃止した。

注3：計画段階では、地域において一定の合意形成がなされていたものの、地権者との交渉が難航し、年度内の事業の実施が困難となったため、事業を廃止した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、事業区分ごとに、補助率やh a 当たりの上限等が定められている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ1名程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後2か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

県の出先事務所ごとに、実績報告書に基づき、現地調査を実施している。効果測定については、具体的に定められていないが、平成28年度にアンケート調査を実施する予定である。本件補助金の運用等については、一次的には、市町村が調査・検討を行っている。

(2) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（高山村）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 予算策定時の事業実施の実現可能性の確認について（意見101）

結論：計画時における事業実施の面積を、より正確に把握する必要がある。

説明：2次募集の4事業のうち、1事業において、変更交付申請により、補助金額が当初計画額の3.8倍となっている。これは、当初0.73h aの事業実施を予定していたが、実際にはその3.8倍となる2.79h aに増加したため、事業費が増加したものである。本件補助金は変更交付申請をすれば、実施した面積分の補助金の交付を受けることが可能であるため、当初計画時の面積が精密に把握されていないおそれがある。多少の誤差はやむを得ないとしても2倍を超えるような変更は、その精度に疑念が生じるため、計画時において、より正確な面積の把握を行う必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助事業者は、補助事業を実施するときは、知事が別に定める期日までに事業計画書を知事に提出しなければならない。補助金の交付申請をするときは、知事が定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

高山村であり、高山村から自治会やNPO団体へと交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先の補助事業の遂行能力については、一次的には、市町村にて判断するほか、第三者委員会を年に3回開催して、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」課税期間5年間（平成26年度～30年度）である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	2,826	2,821
平成27年度	35,470	40,954

なお、平成27年度の予算と決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	計画変更	交付決定	変更交付決定	確定額	注
第1次						
A	320	—	320	320	320	
B	46	H27.5.29 50	50	50	50	1
C	1,770	—	1,770	1,770	1,757	

D	5,400	H27.5.29 11,800	11,800	H28.1.22 17,818	17,540	2
E	2,000	—	2,000	H28.1.22 1,650	1,624	3
F	93	—	93	H28.1.22 86	86	4
第2次						
G	8,555	—	8,555	8,555	8,447	
H	7,316	—	7,316	H28.1.22 7,080	7,012	5
I	8,875	—	8,875	H28.1.22 廃止	—	6
J	1,095	—	1,095	H28.1.22 4,185	4,118	7
計	35,470	—	41,874	41,514	40,954	

注1：当初0.53haの計画であったが、現地にて精査した結果、管理面積を0.63haに変更したことにより、補助金額が増加した。

注2：当初、2.0haの竹林（進入竹林）の間伐による整備を計画していたが、現地にて精査した結果、全て伐採することとなり適用単価が変更されたこと、竹林の進入が予想より多く、整備面積が増加したことにより、補助金額が増加した。

注3：事業実施にあたり、荒廃森林の面積を把握したところ、当初の計画面積より減少したため、補助金額が減少した。

注4：刈払機の購入単価が下がったため、補助金額が減少した。

注5：事業実施にあたり、荒廃森林の面積を把握したところ、当初の計画面積より減少したため、補助金額が減少した。

注6：当初、事業実施後の管理団体として想定していた団体について、地元調整が難航し、管理団体を確定できなかったことから、事業実施が困難となったため、今年度の事業を廃止した。

注7：事業実施にあたり、荒廃森林の面積を把握したところ、当初の計画面積より増加（0.73ha→2.79ha）したため、補助金額が増加した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、事業区分ごとに、補助率やha当たりの上限等が定められている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ1名程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後2か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

県の出先事務所ごとに、実績報告書に基づき、交付先の現地調査を実施している。効果測定については、具体的に定められていないが、平成28年度にアンケート調査を実施する予定である。本件補助金の運用等については、一次的には、市町村が調査・検討を行っている。

(3) ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業（みなかみ町）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 事業の繰越について（意見102）

結論：市町村に対して、繰越が必要な具体的な理由を記載して繰越申請するよう要請するとともに、繰越がやむを得ないと判断した理由を起案書に明確に記載して決裁を行うべきである。

説明：本件補助金では、3事業3246万円が繰り越されているが、繰越にあたっては、繰越申請書がみなかみ町長から提出され、これを受けて、課内で繰越に関する決裁が行われている。

繰越申請書には、3事業ともに「箇所数・面積が多いので場所の選定及び協定締結等に時間がかかったことにより年度内に事業が完了できないため」としか記載されていない。このため、どの程度の選定や協定締結が実施されていないのか、予定していた協定締結がどの程度遅れたのか等の具体的な進捗状況が全く明らかにされていない。また、事業の繰越を決裁する起案の説明には、「提出された繰越承認申請について、その内容を審査したところ、事業の繰越についてやむを得ないと認められる」との記載があるが、どのように審査して、なぜやむを得ないと認められるのか、具体的な記載がない。

予算を繰り越すという判断を行うのであるから、繰り越すだけの理由があるのか否かを検討する必要がある。まず、繰り越す必要があるのか、廃止するかを判断できるよう、繰越を求める事情を具体的に記載するよう、市町村に対して、要請する必要がある。次に、繰越がやむを得ないと判断した検討内容を起案書に記載した上で、その内容に基づいて、決裁担当者が判断する必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本県の森林が水源の涵（かん）養、災害の防止等の公益機能を有し、全ての県民が等しくその恩恵を享受し、次の世代に継承すべきものであることに鑑み、県民共有の財産である豊かな森林環境を適切に整備・保全していくために実施

する、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助事業者は、補助事業を実施するときは、知事が別に定める期日までに事業計画書を知事に提出しなければならない。補助金の交付申請をするときは、知事が定める期日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合には、補助金交付決定通知書を交付するものとする。

(エ) 本件補助金の支出先

みなかみ町であり、みなかみ町から自治会やNPO団体へと交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先の補助事業の遂行能力については、一次的には、市町村にて判断するほか、第三者委員会を年に3回開催して、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は、「ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）」課税期間5年間（平成26年度～30年度）である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	33,100	232
平成27年度	49,407	6,098

なお、平成27年度の予算と決算額の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	予算額	計画変更	交付決定	変更交付決定	確定額	注
第1次						
A	5,350	H27.8.18 6,950	6,950	6,950	(6,950) 繰越	1
B	390	—	390	H28.3.11 100	100	2
C	300	—	300	H28.3.11 98	98	2

D	2,866	—	2,886	H28.1.28 廃止	—	3
E	300	—	300	300	300	
F	2,080	H28.1.28 廃止	—	—	—	4
第2次						
G	19,200	—	19,200	19,200	(19,200) 繰越	5
H	5,600	—	5,600	5,600	5,600	
I	13,300	—	13,300	6,300	(6,300) 繰越	6
計	49,406	—	48,926	31,258	6,098	

注1：当初、竹林の間伐による整備を計画していたが、現地にて精査した結果、全て伐採することとなり、適用単価が変更されたため、補助金額が増額した。また、箇所数・面積が多く、場所の選定や協定締結等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越した。

注2：経費について精査したところ、事業費が減額となったため、補助金額が減額した。

注3：地元住民による整備を計画していたが、実施が困難となり、町による森林整備の要望があり、次年度の困難地整備支援事業により整備を行うこととしたため、今年度の事業を廃止した。

注4：平成26年度の困難地整備支援事業により整備した森林・竹林の管理を行う事業を計画していたが、平成26年度の困難地整備支援事業が完了せず、繰越事業となったため、今年度の事業を廃止した。

注5：箇所数・面積が多く、場所の選定や協定締結等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越した。

注6：事業実施段階において、一部の地権者の承諾を得ることが困難となったため、事業規模を縮小した。また、箇所数・面積が多く、場所の選定や協定締結等に時間を要し、年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、事業区分ごとに、補助率やha当たりの上限等が定められている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、延べ1名程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後2か月を経過した日又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

県の出先事務所ごとに、実績報告書に基づき、交付先の現地調査を実施している。効果測定については、具体的に定められていないが、平成28年度にアンケート調査を実施する予定である。本件補助金の運用等については、一次的には、市町村が調査・検討を行っている。

(4) 群馬県造林推進対策補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面機能を有しており、一つの森林において高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施策による森林整備を進める必要がある。このため、森林施策の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとするため、森林整備事業（造林関係）、単独森林整備事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県民有林造林事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

造林推進対策（造林推進対策）事業には、人工林助成造林、森林整備、林野火災跡地整備の3つの事業があり、事業の種類ごとに補助率、事業規模等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

(一財) 群馬県森林・緑整備基金であり、支出先への県有施設の貸与はない。同基金は、群馬県及び県企業局が100%出えんを行っている団体である。

同基金は、本事業を遂行するために設立された団体であり、遂行能力について特に問題はない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。支出の効果については、実績により確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和49年度に開始され、41年継続している。平成25年度

に林業公社から基金が分収林事業を引き継いだため、平成25年度から基金に対して補助金を交付している。平成23年度及び24年度は、林業公社に対して、同様の補助金を交付していた。（平成23年度162千円、平成24年度1591千円）

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	129	129
平成26年度	842	842
平成27年度	942	942

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

交付申請書と同時に、造林事業実績調書を提出することとされている（造林事業終了後、9月20日までのものについては、当該事業年度の9月25日までに、それ以外のものは当該年度の1月30日までに提出する。）。

(サ) 事後点検

事業報告書に基づき、現地調査を実施している。特段の成果指標は定めておらず、効果測定、評価も行っていない。

3. 環境森林部林業振興課の補助金

(1) 群馬県森林組合連合会事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 算定基準の見直しについて（意見103）

結論：本件補助金の算定基準を見直すべきである。

説明：森林組合連合会は、森林組合法に基づき設立された団体であり、森林所有者の経済的社会的地位の向上と森林の保続培養、森林生産力の増進を図り国民経済の発展に資することが目的であり、協同組合的性格と公益的性格を併せ持った団体である。また、群馬県が策定した森林・林業基本計画に定められた利用間伐面積と素材生産量の増加などの目標達成のために、役職員や現場従事者の人材育成、山林所有者の意識の向上と信頼確保・効率的で生産性が高く、

かつ労働安全確保に有効な高性能林業機械の活用促進などが必要であり、そのために森林組合の組織を強化する必要がある。

しかし、森林林業を取り巻く諸情勢の流れが大きく変化しており、取組内容も多岐に渡り、補助対象事業が絞り込めない状況である。現行の算定基準では、毎回上限額を超えており、上限額がそのまま補助金額となっており、補助金の目的に適う効果があるのか測定が困難となってしまう。

もっとも、同連合会が行う研修等は、テーマが多岐にわたっており、テーマで補助金を絞るのは難しく、また、同連合会との間で、毎年、重点テーマを定めて実施しているので、あらかじめ交付要綱などで事業目的や事業経費を限定するのは難しいという側面もあるのも確かである。

そこで、同連合会の活動実績と基本計画の目標達成との間に有意な連関があるか確かめ、平成31年の目標達成に至る可能性によっては、実際に交付する補助金額に近い金額が算出されるような算定基準とすることが望ましいと考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、群馬県森林組合連合会及び会員である森林組合の健全な発展と林業経営の合理化を図るため、群馬県森林組合連合会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県森林組合連合会事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

森林組合の経営改善事業の助長を図るための指導事業、森林組合経営指導専門員設置事業の2つの事業があり、事業ごとに補助対象経費、補助率が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県森林組合連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により同連合会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、同連合会が開催する通常総会、理事会、役職員に対する各種研修会等へ出席し、経営方針や事業の遂行能力等の把握に努めている。また、森林組合法で定める同連合会に対する常例検査は国で実施するが、県も立会い内情の熟知に努めている。また、森林組合に対する常例検査については、林業振興課と(環境)森林事務所が実施している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とされており、本年度は予算上限である250万円で確定している。財源は一般財源である。

支出前の本件補助金支出の効果の検討については、毎年、通常総会資料を提出させるなどして確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和33年に開始され、57年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	2,800	2,800
平成24年度	2,500	2,500
平成25年度	2,500	2,500
平成26年度	2,500	2,500
平成27年度	2,500	2,500

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、補助率は補助対象経費の2分の1以内である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

規則において、補助事業が完了したときは、その日から2か月以内の実績報告書を提出することとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証のため、添付資料との突合を行っている。

(サ) 事後点検

具体的な成果指標は定めにくいだが、同連合会と連携して、森林組合の役職員と意見交換会を開催し、内情把握に努めている。

(2) 群馬県間伐総合対策事業補助金「間伐材販売支援」

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項72)

第4の第2項参照。

(イ) 算定基準の見直しについて(意見104)

結論：本件補助金の算定基準を見直すべきである。

説明：本件補助金は、森林組合(森林所有者)が出材する間伐材を、森林組合連合会が運営する原木市場で販売し、同連合会が販売に要した経費の一部に対し補助金を交付するものである。補助金額の算定方法は、同連合会の負担する経費が間伐材の販売で得た収入を上回る額と、上限額を比較し、いずれか低い金額を補助することとされている。

森林の持つ公益的機能発揮のために市場経営を存続するという目的からすると、赤字を補助金で補うことは合理的であるが、経営改善の誘因が働きにくくなる虞もある。また、現行の算定基準では、毎回上限額を超えてしまい、上限

額がそのまま補助金額となっており、販売収益と販売経費を比較する現行の算定基準が機能することはない、実質的な定額補助となってしまう虞もある。

本件補助金が定額化するのを避け、経営改善の誘因を伴う補助金とするために、実際に交付される金額に近い金額が算出されるような算定基準とすることが望ましいと考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬の山（森林）を守り、森林の有する国土保全の維持、水源かん養等の公益的機能の高度発揮や森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備と健全な森林造成を緊急に促進するため、山元の間伐・枝払いによる森林整備及び生産された間伐材の原木市場までの運搬経費並びに原木市場での経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされ、①緊急間伐促進対策、②間伐材流通促進、③間伐材販売支援の3つの事業で構成されている。

本件補助金によって森林組合連合会が手数料を低く抑えることができ、森林所有者が間伐材を原木市場に出材したときに支払う手数料の負担が軽減され、間伐材の利用を促す効果もあると考えられるものの、本件補助金の目的は、間伐材を流通させる原木市場の維持が主であるといえる。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県間伐総合対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

間伐材販売支援事業の内容は、系統森林組合が出荷した間伐材の販売に要する経費に対し補助することとされ、補助対象経費は、間伐材販売のために要した経費が販売収益を超えた額であり、補助率は、補助対象経費の10/10以内である。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は同連合会であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、連合会に限定されている。補助事業の遂行能力については、これまでの実績等から、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

330万円を上限として補助しており、財源は一般財源である。支出前に、連合会が提出する計画内容を確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,300	3,300
平成24年度	3,300	3,300
平成25年度	3,300	3,300
平成26年度	3,300	3,300

平成27年度	3,300	3,300
--------	-------	-------

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、補助率は補助対象経費の2分の1以内である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

規則に基づき、補助事業が完了した日から2か月以内に実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

同連合会の事務所において、間伐材買受書の原本を確認している。森林組合法に基づき、森林組合の常例検査は県が行い、同連合会については国が検査を実施している。

(3) 群馬県森林整備担い手対策事業補助金（退職金共済掛金助成事業）

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、林業従事者対策基金の運用益を用いて、本県山林労務に従事する者の福利厚生充実の促進、労働安全衛生の促進、技術・技能の向上を図るため、森林整備担い手対策事業を実施する市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県森林整備担い手対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象事業は、退職金共済掛金助成事業であり、退職金共済に加入している雇用主及び一人親方で組織された団体に対し補助を行うものである。

補助対象経費は、中小企業退職金共済及び林業退職金共済掛け金のうち、知事が予算の範囲内で定める額（林業退職金共済掛金を増額して負担する場合を除く）とされており、基準額は、年支払総額一人当たり、中小企業退職金共済であれば14万4000円、林業退職金共済であれば9万3840円である。

補助事業者は市町村であり、県の補助率は10分の5以内、市町村の補助率は10分の6以上である。

(エ) 本件補助金の支出先

県内市町村であり、市町村から県内事業者へ交付される。

県も（環境）森林事務所を通じて市町村と協力し、対象者はほぼ漏れなく把握している。労働条件など全数調査をしている。県内事業体数は126社で従事者は725名である。交付先における補助事業の遂行能力については、（環境）森林事務所では中退共や林退共の掛金の実績を把握し、確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は林業従事者対策基金の運用益である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成6年に開始され、23年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	26,942	26,576
平成24年度	26,876	26,488
平成25年度	27,205	26,406
平成26年度	26,841	26,214
平成27年度	30,377	30,125

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであり、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、経年変化や計画との差異の有無を確認し、大きな変化があれば、市町村に問い合わせている。

(サ) 事後点検

従事者実態調査における5年ごとの詳細調査において、退職金共済の加入率を確認しており、加入率は年々上昇し続け、平成23年度の調査時は61.1%である。平成31年の従事者800人（今の人数水準）維持と年間50人新規就業者確保を目標としている。

(4) 群馬県林業近代化資金利子助成金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

経済発展に即応した林業の経営基盤の確立を図るため、林業経営の近代化に

必要な資金について、日本政策金融公庫又は系統金融機関から融資を受けて事業を実施する林業者等に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県林業近代化資金利子助成金交付要綱、群馬県林業近代化資金利子助成金交付要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

利子助成の対象資金は、林業者等及び県森連等が、林業構造改善事業推進資金、農林漁業施設資金、中山間地域活性化資金の3つの公庫資金の転貸又は非転貸によって事業を実施する場合とされ、利子助成率は、転貸の場合2.0%以内、非転貸の場合1.5%以内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は、群馬県森林組合連合会、森林組合、県産材加工協同組合であり、支出先への県有施設の貸与はない。

補助対象となる事業者については、日本政策金融公庫の担当者と連携を取っており、同連合会や森林組合など関係団体の事業内容を確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、支出前に、機械整備など本体のハード事業（補助事業）で費用対効果の検討を行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、36年継続している。

低金利時代に対応して、新規借り入れに対する補助はなくなり、過去に利子補給を受けた案件を継続しているのみである。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	5,185	5,134
平成24年度	4,453	4,452
平成25年度	3,866	3,865
平成26年度	3,915	3,914
平成27年度	4,067	3,992

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、利子補給であり、1.5%～2.0%以内とされる。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外の者（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、毎年度末、環境森林事務所に提出され、実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証を行っている。

（サ）事後点検

日本政策金融公庫への元利金の弁済は全て取引履歴等で確認している。

（５）ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

ア．指摘事項ないし意見

（ア）成果目標と補助金の存否との関係（意見１０５）

結論：目標期限を設定し、サンセット方式とするなど、本件補助金の支給が長期化するのを避けるための方策が必要である。

説明：本件補助金の成果目標として、群馬県森林・林業基本計画に定められている「ぐんま優良木造住宅建築累計戸数」を平成３１年までに１万戸とすること（平成２６年までの実績は４７９５戸）があるが、目標期限の到来または目標達成によって、本件補助金を廃止するのかどうか、条件や期限の定めがない。

県産材の消費量を増やすために、要件を充たす住宅建築に対して補助するため、予算規模がかなり大きくなっている。また、交付要件を満たしているか（木拾い表どおりぐんま優良木材が使用されているか）確認するため、認証センターの検査が必要であり、認証センターへの県の事務委託料負担と補助を受ける施主の手数料負担が生じている。

また、補助対象を在来の軸組工法に限ってきたことで、地域の工務店にとって利用しやすくなっていた反面、本件補助金が営業上欠かせないものと位置付けられ、改変しづらくなる虞もある。地域の工務店等が連携して取り組む良質な木造住宅等の整備を支援することは国策にも適うことであるが、本件補助金の目的はあくまでも県産材の需要拡大であり、この目的に対して効果が高まるかどうかによって改変しやすくしておく必要がある。

林業振興課としては、森林が県土の３分の２を占める本県において、県内森林所有者の森林管理意欲の保持、伐採や製材などの生産・加工に伴う地元産業の振興など、本事業による県産材利用を通して、森林・林業の振興や地域の活性化に大きく寄与するものであるため、県産材の需要拡大という目的により適合したものとするよう本件補助金の要件等の変更を検討しているとのことであるが、目標期限の到来や目標達成によって補助金が終了する方式など、本件補助金の支給が所与のものとなって長期化しないようにするための方策を採るべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

県産木材の需要拡大を図るため、ぐんま優良木材を使用した住宅を建設、購入等する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとされている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

「ぐんま優良木材」とは、合法的な手続きを経て伐採された群馬県内産の素材丸太等を原材料として生産される製材品であって、ぐんま優良木材品質認証センター（以下「品質認証センター」という。）が定める「ぐんま優良木材製品品質規格基準」に適合する製材品である。

(エ) 本件補助金の支出先

県産材を使って県内に居住用住宅を建設する県民である。

本件補助金については、ホームページによる広報のほか、工務店にチラシで周知するなどしている。募集戸数を決めているが、予算の上限に達するまでは受け付けている。

交付先における補助事業の遂行については、上棟後、品質認証センターが現地で確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

構造材補助は、延床面積とぐんま優良木材の使用割合によって15万円～80万円の範囲で定額が補助される。内装材補助は、上限20万円で、内装材・建具（引戸等）は1㎡当たり3千円、建具（開き戸）は1㎡当たり1万1千円である。

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年に開始され、8年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	304,200 (394,200)	194,343 (321,035)
平成24年度	304,200 (394,200)	278,424 (314,571)
平成25年度	365,703 (438,203)	339,567 (412,067)
平成26年度	288,703 (318,670)	256,866 (312,909)
平成27年度	358,300 (-)	352,775 (-)

() 内は国費を含めた全体額

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、施設・設備整備補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。ただし、平成26年までは年間3千万円から1億3千万円の国費も充てられていたという経緯がある。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1人程度である。

認証センターは、一般社団法人群馬県木材組合連合会の中にあるが、独立の組織であり、優良木材制度ができた平成10年に設立されている。認証センタ

一は、指定工場の指定や優良木材の製品の認証を行っており、業者は検査料を支払うとともに、県は検査事務に係る委託料を支払っている（募集戸数の件数に比例、平成27年度は572万円程度）。

(コ) 実績報告書

上棟時の検査結果を認証センターからデータで受け取り、確認を行っている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、県の担当者が内装材と構造材の検査に立ち会っている。

(サ) 事後点検

成果指標については、群馬優良木造住宅建築累計戸数を平成31年までに1万戸とする目標があり、ぐんま優良木材使用量や県産材に占める割合などの指標の確認を行っている。

(6) 群馬県間伐総合対策事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 目標設定と効果測定の必要性（意見106）

結論：本件補助金の目標を明らかにした上で効果測定を行うべきである。

説明：本件補助金の目標は、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haにすることであるが、これに対して、間伐材流通促進事業による、間伐材の仕分け・積み替え経費補助（200円/m³）及び間伐材の出荷奨励（500円/m³）の効果が上がっているのか、因果関係が不明であり、効果の測定が困難となっている。

大規模な製材所の出現など、流通形態の変化にも対応していかなければならない状況下で、一定規模の補助金の効果測定ができなければ、補助金の在り方の見直しも適切かつ有効になし得ないことになりかねない。

そこで、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haとする目標をブレイクダウンした中目標・小目標を設定し、本件補助金の目標を明らかにした上で効果測定を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬の山（森林）を守り、森林の有する国土保全の維持、水源かん養等の公益的機能の高度発揮や森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備と健全な森林造成を緊急に促進するため、山元の間伐・枝払いによる森林整備及び生産された間伐材の原木市場までの運搬経費並びに原木市場での経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされ、①緊急間伐材促進対策、②間伐材流通促進、③間伐材販売支援の3つの事業で構成されている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県間伐総合対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

間伐材流通促進事業の内容は、原木市場における間伐材の仕分け・積み替え

経費補助及び間伐材の出荷奨励である。補助対象経費は、事業内容に基づき実施する間伐材の仕分け・積み替え及び出荷奨励に要する経費である。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は、群馬県森林組合連合会、群馬県素材生産流通協同組合、下仁田町森林組合であり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金については、素材生産流通組合などの業界団体を通じて周知している。交付先における補助事業者の遂行能力については、現地に赴いて、年間取扱量を確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	16,100	14,777
平成24年度	14,490	14,490
平成25年度	14,490	14,490
平成26年度	14,490	14,490
平成27年度	14,490	14,490

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、市場経費助成、出荷奨励金であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

支出内容及び金額の正確性については、現地に赴いて確認している。

(サ) 事後点検

成果指標としては、森林経営計画区域の間伐材利用面積を平成31年までに2000haにすることを掲げている。平成27年は、利用間伐面積2000ha/年の目標に対し、807ha/年となっている。計画の進捗状況を計画推進協議会で確認している。

(7) 公共施設等県産材活用推進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 都市部に浸透させるための課題について(意見107)

結論：都市部においても、建造物の木造化・木質化を促すための工夫が望ま

れる。

説明：本件補助金は公共施設を木造化・木質化しようとする市町村、学校法人、社会福祉法人等に対し、その費用の一部を補助するものである。多くの人々が出入りする町のランドマーク的建物を木造化・木質化することで、木造中心の町並みが形成されるとともに、県産木材の使用拡大を通じて、県産木材の活発な市場が形成されることを企図するものであり、町作りを見据えた壮大な構想を背景に持って始まった。

本件補助金の初年度（本監査対象年度）の利用主体は、山間部などの町村が中心であったが、PRに努めたところ、2年目は、市町村に加え、社会福祉法人からも申請があった。

山間部などで木造化・木質化の流れを生むことは、県産材の流通市場の形成に資するものと評価できるが、やはり建物が多いのは都市部であって、都市部のランドマーク的存在の建物をいかに木造化・木質化へと促すことができるかが課題となる。

一定規模以上の木造の建物は建築費用やメンテナンス費用が嵩むイメージが強いが、最近では、条件によっては、鉄筋の建物などとのコストの差は縮まっており、老朽化して解体する際のコストまで含めて考えると、鉄筋などに比べて決して高くないとのことでもあった。

環境に優しいという木材の特性を活かして都市部でも木造化・木質化を促すような工夫が望まれるといえる。

(イ) アンケートの活用（意見108）

結論：本件補助金の効果測定の方法の一つとして、補助対象となった公共施設等の建物の来訪者等を対象としたアンケートの実施が考えられる。

説明：他県の包括外部監査報告書によれば、補助金の対象となる施設が公共施設等に限られており、木造を普及させるのが目的であるのならば、対象施設を拡大すべきではないかといった意見もある。さらに、普及の効果検証として、木造施設の増加による「木材使用量」と、それに伴い当該木造施設に出入りする人の数である「木とふれあう人数」を成果指標としているが、これは木造施設の建設による当然の結果として出てくるものであり、このような施設を契機とする波及効果等を建築関係者や県民にアンケートを行うなどの対策が必要なのではないかとしている。

こうした監査意見に対して、県では、公共施設はその地域のモデル的建物（シンボルタワー）であり、それを木造化することで、家を建てる人、建築関係の職業に就いている人、その他大勢の人が木造を選ぶようになるという波及効果がある。また、直接木と触れ合うことにより自らの家や施設を木造化したいと思ってもらえるという効果も少なからずあると考えているとのことであった。

これは、何故、公共施設等の木造化・木質化を進めるのか、それなりに得心のいく戦略であると評価できる。ただし、どれだけの人々に木造はいいと思ってもらえたかといった効果測定をどのように行うかは問題である。そこで、他

県の監査報告書にあるように、アンケートの活用は一つの有効な方法として考えられる。群馬県でも、他の事業において、木造の保育園の園児、保護者、職員等を対象にアンケートを実施したことがあり、職員が疲れにくくなった、園児が怪我をしにくくなった、昼の寝付きがよくなったなどプラスの声が寄せられたとのことであった。こうしたアンケートを本件補助金の対象となった公共施設等の来訪者を対象として実施することも効果測定の方法として有効であると考えられる。

(ウ) 県内の公共施設等の種類・構造等の把握（意見109）

結論：県内の公共施設等の種類・構造・築年数等を調査して把握すべきである。

説明：本件補助金は、これから新たに整備する施設の木造化（骨組みや構造）・木質化（内装）が目的であるが、県内の施設がどのような作りになっているか把握しておらず、統計上、何々造りの公共施設が何割かといった程度の把握しかしていない。

公共施設の木造化・木質化に関する目標はないが、県産木材の使用量を増やすことについて、平成31年に県産材製材品生産量を190千 m^3 /年にする目標があり、平成26年の実績は137千 m^3 /年である。公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数は、平成31年に35市町村とすることが目標であり、平成26年は23市町村である。こうした目標であれば、なおさらのこと、県内の公共施設等の種類・構造・築年数等を調査・把握し、補助金運用の戦略立案のための資料とすべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、木材需要の多様化等に示される森林に対する県民の要請に答えて、県産材の安定供給、流通体制の整備、木材加工施設等の整備、県産材の需要拡大等を総合的に推進し、森林資源の有効活用を図るため、木材等生産振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、木材等生産振興対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

木材等生産振興対策事業の区分、種目、実施主体ごとに、補助対象経費、補助率等が定められており、公共施設の木質化及び外構施設の木造化ともに、市町村木材利用方針が策定済み又は見込みであること、また、学校法人、社会福祉法人等が事業実施主体の場合は、市町村が協調補助を行うことが条件とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の支出先は甘楽町、南牧村である。

本件補助金の周知については、市町村の農林担当課を通じ、福祉課などへ情報提供している。また、社会福祉法人には県の健康福祉課から情報提供してい

る。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

公共施設の木質化は定額（上限300万円）で、財源は一般財源である。支出の効果については、事前に提出された計画書と図面で検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成27年度に開始されている。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	10,000	3,273

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、施設・設備整備補助であり、定額・定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、環境森林事務所の担当者が現地確認などにより確認している。

(サ) 事後点検

公共施設の木造化・木質化の数・割合の目標はないが、県産木材の使用量を増やすことについては、平成31年に県産材製材品生産量を190千³m/年にする目標があり、平成26年の実績は137千³m/年である。公共建築物等木材利用促進方針策定市町村数は平成31年35市町村が目標で平成26年時点では23市町村となっている。

(8) 群馬県林業普及指導事業関係団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項73）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付先の役員等の属性要件（指摘事項74）

第4の第1項参照。

(ウ) 交付要綱の規定の改定の必要性（意見110）

結論：本件補助金の交付要綱を実務の使用に耐え得るものに作り替えるべき

である。

説明：本件補助金の交付要綱（群馬県林業普及指導事業関係団体補助金交付要綱）は、性質の異なる林研グループ育成事業と共通の交付要綱である上、そもそも定め方が簡潔であるため、補助金事務の指針として十分でない面がある。

共通の一つの交付要綱において、性質の異なる補助事業をメニューとして規定する方法もあるが、あまり広範囲のものに通用する交付要綱にしようとする、規定が抽象的となり、事務マニュアルとしての機能性が下がるので注意が必要である。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

林業の担い手及び林業後継者の資質の向上を図り、林業を振興するため、林業普及指導関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、林業普及指導事業の実施団体に補助金を交付することとされている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県林業普及指導事業関係団体補助金交付要綱

（ウ）本件補助金支出の決定過程の概要

林業改良普及協会育成事業、林研グループ育成事業の2つの事業項目ごとに、補助対象経費、補助率、事業主体、補助率等が定められている。

（エ）本件補助金の支出先

群馬県林業改良普及協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付先における補助事業の遂行能力については、「林業ぐんま」の発行、間伐コンクールの実施、林業経営推奨行事（表彰）の実施、講習会の実施などを通じて、確認している。

（オ）本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

（カ）本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、20年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,100	1,100
平成24年度	1,100	1,100
平成25年度	1,100	1,100
平成26年度	1,100	1,100
平成27年度	1,100	1,100

（キ）本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

（ク）本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、関係書類により確認している。

(サ) 事後点検

事業計画により、林業の普及に関わる活動であるか確認するとともに、実績報告書でさらに事後確認も行っている。

4. 環境森林部緑化推進課の補助金

(1) 緑の少年団育成事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項75）

第4の第2項参照。

(イ) 交付要綱別表の表現について（意見111）

結論：交付要綱別表にある、「次に掲げる事業」の中の「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費」は「1 新設団体設立、2 既設団体育成」に改めるべきである。

説明：交付要綱の別表2段目の「緑の少年団育成事業」について、「次に掲げる事業」として、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費、3 交流集会の開催、4 その他少年団活動に必要な事業」と記載されている。事業を限定列挙し、それにかかる経費について規定しようとしているのであるから、列挙されるのは費用ではなく事業でなくてはならず、「1 新設団体設立費、2 既設団体育成費」は、「1 新設団体設立、2 既設団体育成」に改めるべきである。

(ウ) 実績報告書の提出期限について（意見112）

第4の第6項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

緑豊かな住みよい郷土づくりを推進するため、市町村又は公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う緑化対策事業に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、緑化対策事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

郷土緑化推進、緑の少年団育成、巨樹・古木保全の3つの事業ごとに、補助対象事業者、事業の内容、補助対象経費、補助率等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

公益社団法人群馬県緑化推進委員会であり、支出先に対する県有施設の貸与はない。同委員会から、高崎市立乗附小学校を含む324の小学校と26の少年団に配分されている。

緑化推進委員会から提出された事業計画により、遂行能力を確認している。但し、各学校の遂行能力については、各市町村が検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

公益社団法人群馬県緑化推進委員会が行う事業が対象とされ、新設団体設立費は2分の1以内、既設団体育成費は1団体あたり1万円、交流集会の開催は知事が予算の範囲内で定めた額とされている。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、34年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	6,282	5,212
平成24年度	5,010	4,950
平成25年度	4,804	4,510
平成26年度	4,994	4,840
平成27年度	4,900	4,800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、定率補助・定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、補助事業の完了した日の翌日から30日以内又は当該補助金等の交付決定のあった翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに提出するものとされている。

(サ) 事後評価

具体的な成果指標は定められていない。交付先の学校のうち、報告書を提出した約40校について、報告書をまとめて、1冊の冊子にして配布している。また、実績報告書が提出された後、担当者が実際に緑化推進委員会に行って、根拠資料等を確認している。

第 1 1 農政部の補助金について

1. 農政部農業構造政策課の補助金

(1) はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 7 6）

交付決定の通知書等に係る回議書の公印区分及び施行区分につき、第 4 の第 2 項参照。

(イ) 補助金の公平を図るための周知について（意見 1 1 3）

結論：要望を出してこない市町村に対しては、改めて補助金の制度・運用に関する情報提供を強化するとともに、認定農業者へも補助金の概要を分かりやすく知らせることを促すべきである。

説明：要望を出してこない市町村に対して、担当課や農業事務所から本件補助金の利用を促す働きかけはしていない。ほとんどの市町村に補助対象となり得る担い手はいるはずだが、これまで一回も申請のない市町村がある。確かに、中山間地域は集積したくてもできないという特性があり、認定農業者の数も少ない。県では、農地集積など構造的に強い農業にしようという政策を進めているが、他方で、国の事業が規模拡大に傾斜している中で、条件不利地域の支援こそ県がやらねばならないのではないかと考えられる。

農業の規模を拡大し、競争力を付けさせようという政策の流れからすると、条件不利地域の市町村に補助金に関する情報提供を強化するのは、その流れに逆行するのではないかという向きもあるかもしれない。しかし、農地の集約が難しい条件不利地域であるというだけで、本件補助金の利用が少ないという状況を放置しては、条件不利地域にも存在するかもしれない成長の可能性のある認定農業者等が適切な支援を受ける機会を狭めることにもなりかねない。

そこで、要望を出してこない市町村に対しては、改めて補助金の制度・運用に関する情報提供を強化するとともに、認定農業者へも補助金の概要を分かりやすく知らせることを促すべきである。

(ウ) 目的が重なる補助金が市町村にあるか否かの調査・検討（意見 1 1 4）

結論：本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かの調査・検討を行うべきである。

説明：市町村がどのような補助金制度を持っているのか知る機会はあるものの、市町村の補助金を総括的に調べることはしていないとのことであった。

しかし、本件補助金は予算規模も大きく、補助金の制度や仕組みそのものの適否を常に考えていかねばならず、そのためには、市町村が機械化促進などの農業支援についてどのような補助金のメニューを持っているのか、補助金額の規模はどの程度かなどを把握する必要がある。

県には国が支援できないものを支援しようという発想があるが、市町村にも

県が支援しないものを支援するという発想があり、市町村の補助金を総括的に調べてみれば、ユニークな補助金も見つかる可能性もある。

そこで、本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かの調査・検討を行った方がよいと考える。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

農業事務所長は、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業費交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費は、要綱に定めた団体等が、要領に定めた事業の実施に要する経費又は市町村が補助する場合における当該補助に要する経費とされており、

①法人化等支援型、②新規就農支援型、③アグリビジネス参入型、④新時代対応型の4種ごとに、補助率、上限額等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村である。

県は、市町村を通じて認定農業者に周知しており、認定農業者が市町村を通じて要望の提出や申請を行う。交付先における補助事業の遂行能力については、要望の査定過程で、農地所有適格法人か認定農業者などの要件に合致していること、経営状況や計画などを審査して確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定前にも、支援事業評価表を作成・提出させるなど、効果の検討を行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成24年度に開始され、4年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	66,000	61,477
平成25年度	66,000	53,147
平成26年度	66,000	30,176
平成27年度	66,000	49,745

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、施設・設備整備補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、市町村によっては継足補助を行っている。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1.0人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、現地で、帳票などを確認し、検査確認調書を作成している。

(サ) 事後点検

成果指標につき、実施要領に目標の候補が挙げられている。実際の評価につき、農業事務所に3年間機械・施設利用状況報告書が提出され、評価を行っている。

(2) 農業近代化資金利子補給金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 回議書類における日付の訂正及び閲覧者について（意見115）

結論：同一内容の回議書類において、閲覧者がまちまちであるため、閲覧者を予め決めておく必要がある。また、閲覧した日付は正しく記載すべきであり、安易に修正してはならない。

説明：「農業近代化資金貸付限度額の特例に関する承認について」（文書番号30122-35）という、所長決裁の回議書類において、所長の押印日が3月22日から3月15日に修正テープにより、修正されていた。

さらに、「農業近代化資金及び総合農政推進資金利子補給承認の変更承認について（金利改定による利子補給率変更）」（文書番号30122-37、38、39）という課長決裁の回議書類において、①課長、次長、係長の押印日が3月25日から3月22日へそれぞれ変更されたもの、②課長のみしか押印日がないもの、③課長の押印日が鉛筆書きのもの、④回議書類の閲覧者が統一されていないものが散見された。

これら3つの書類は、同一の内容であり、すべて作成及び課長の押印日が平成28年3月22日であることから、同じ職員が閲覧する権限があり、出張などで不在であった場合を除き、同一人物が押印するものを考えられる。しかし、3つの回議書類には以下の違いがあった。

登録番号	起案日	決裁日	課長	次長	係長	課員
30122-37	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	押印のみ
30122-38	3.22	3.22	3.22	押印のみ	—	押印のみ
30122-39	3.22	3.22	3.22	—	—	—

同一内容の書類においては、誰に閲覧権限があるのか明確にする必要がある。また、安易に押印日を修正すべきではなく、修正が必要な場合には訂正印により、どのように修正されたのかを明示しておく必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものを行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、利子補給を行う。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）、群馬県農業近代化資金融通措置条例（昭和36年群馬県条例第71号）、群馬県農業経営改善関係資金基本要綱（平成19年5月1日付け農経第202号－4号群馬県理事通知）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け経営第8870号農林水産省経営局長通知）、群馬県農業近代化資金事務取扱要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

近代化資金の利子補給率及び貸付利率は、次表のとおりである。利子補給率は毎月見直されるが、平成27年4月20日時点では次表のとおりである。

	個人施設		共同利用施設			
			農協が貸し付ける場合		農協以外の融資機関が貸し付ける場合	
	利子補給率%	貸付利率%	利子補給率%	貸付利率%	利子補給率%	貸付利率%
小土地改良資金以外の資金	1.25	0.70	1.25	0.70	0.45	0.70
小土地改良資金	1.25	0.70	1.25	0.70	0.45	0.70

(エ) 本件補助金の支出先

融資機関（20事業者）であり、支出先への県有施設の貸与はない。県と契約を結んでいる金融機関に対して交付しており、県内の主要な金融機関を網羅している。

例年5月に市町村において制度説明会を実施しているほか、県のホームページに掲載し、周知している。

事業者に対する補助金ではないため、交付先における補助事業の遂行能力については特に検討していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

要綱に基づき算出される。財源は一般財源である。

国の制度に基づく補助金であり、支出の効果について特段の検討は行っていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、54年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
--	-----	----------

平成 2 3 年度	133,328	116,481
平成 2 4 年度	112,029	101,062
平成 2 5 年度	93,991	87,949
平成 2 6 年度	83,072	80,798
平成 2 7 年度	77,287	73,957

(注) 平成 1 9 年度～平成 2 1 年度は、近代化資金に関して、貸付期間内の無利子化を行っていた。平成 2 2 年度～平成 2 4 年度は、5 年間のみ無利子化を行っていた。平成 2 5 年度からは、J A が融資増加を推進したこと及び消費税増税に対する前倒しの資金需要が生じたことに対応できるようにした。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は利子補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

認定農業者に対して、国の利子助成の交付もある。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 1. 2 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

融資機関は、補助金の額の確定（精算）時点から一定期間以内に報告書を提出するものとされている。

借入者は、資金の貸付を受けた日から 1 年以内に事業を完了しなければならないものとし、事業が完了したときは遅滞なく農業近代化資金事業完了届に納品書、請求書及び領収書の原本又はその写しを添えて融資機関へ提出するものとする。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、融資機関に出向いて確認を行うほか、各融資機関が、制度融資利用者が提出した報告書の正確性について検証している。

(サ) 事後点検

特段の成果指標の設定や補助金支出自体の評価は行っていないが、融資実行後の措置として、経営状況の融資機関への報告が求められた場合の農業事務所への送付等により、効果検証と貸付者への指導を行うこととなっている。制度融資利用者については、支給する融資機関が検討している。

2. 農政部技術支援課の補助金

(1) 群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 市町村の鳥獣被害対策関係の補助金等支出の比較検討の必要性(意見 1 1 6)

結論：補助金の必要性の判断や算定基準の設定に際しては、市町村の鳥獣被

害対策関係の補助金等支出の比較検討を行って、判断要素の一つにすべきである。

説明：本件補助金と同じ目的の補助金が市町村にあるか否かについて、どのような取り組みがあるのかの把握はなされていたものの、本件補助金と同種の補助金等支出の金額・規模までは十分に把握されておらず、また、市町村間の比較分析等もなされていなかった。

今や、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害は深刻な社会問題となっており、本件補助金のように罠をしかけて掛かった害獣を猟銃で駆除すること等を補助するほかにも、例えば、農地の近辺に設置したセンサーに反応すると、猟友会のメンバーにメールで知らせが入り、近くにいる者がイノシシ等の追い払いに向かうことで、イノシシ等に危険を学習させるような仕組み作りと運用を補助する方法なども考えられる。いずれにせよ、市町村が有害鳥獣被害対策でどのような取り組みを行っているか、調査して、横断的に分析してみなければ、新たな対策の検討はおろか、本件補助金がどの程度有効に機能しているのかについて十分な検討をすることはできないともいえる。

もちろん、市町村ごとにそれぞれ事情を抱えている中で行われている対策事業であるので、数値等の比較検討を避けるのもやむを得ない側面がある。

しかし、多額の予算を用いている本件補助金の必要性や有効性を判断する上で、重要な事柄であるので、本件補助金の単価設定や予算規模の適正水準を判断する上で、市町村独自の鳥獣被害対策関係の補助金等支出まで把握し、比較検討を行うべきであると考えられる。

(イ) イノシシ等有害鳥獣による人的被害対策との関係について（意見 1 1 7）

結論：イノシシ等有害鳥獣の人間に対する攻撃や住宅等の損壊への対策と本件補助金が対象とする農作物被害対策は連携して行われるべきである。

説明：農作物被害に関する鳥獣被害対策はなされており、本件補助金は、①知る（生態や生息状況の把握・分析）、②捕る（捕獲して頭数を減らす）、③守る（柵によって侵入を防ぐ・緩衝帯の設置や追い払いによって出没を抑制する）の三つの対策を担うものである。しかし、イノシシ等が住宅地や商業地に侵入して、住民に危害を加えることに対する対策は、市町村レベルではともかく、全県レベルの取り組みはまだこれからという状況である。イノシシ等による農地以外での人的・物的被害が顕在化し、被害対策強化の必要性が高まることが予想されるので、人間に対する攻撃や住宅等の損壊への対策と農作物被害対策は連携して、取り組みを進められたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

野生鳥獣による農林業等に係る被害は、拡大傾向にあり（イノシシやニホンジカの各適正管理計画で、捕るべき頭数が増えた。暖冬や栄養の改善の影響で、野生動物の子が増え、減らない。）、農林業者等の経済的な損失のみならず、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加、自然生態系の破壊など、直接的な数字以上

の影響を及ぼし、依然として深刻な状況にある。そこで、地域が主体となって実施する有害鳥獣捕獲や被害対策の取り組みを支援し、農林業及び生活環境等に係る被害の防止を図ることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県鳥獣害対策地域支援事業費補助金交付要綱、鳥獣害対策地域支援事業実施要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

要領に定めた、捕獲推進、捕獲器材等導入、個体群管理等推進（人件費、追払い資材・機材購入費等）、捕獲奨励（ニホンジカ等）、電気柵適切管理推進などの経費ごとに、補助率、定額補助の単価、上限額等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村である。

鳥獣被害対策支援センター（県の機関）と連携して、市町村に対する支援を行っており、全市町村を対象に鳥獣害対策地域支援事業の要望調査を行っている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、支出の効果の検討は行っていない。被害の規模は把握している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成26年度に開始され、2年目である。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	※60,875	※54,391
平成24年度	※63,500	※62,426
平成25年度	※63,500	※55,600
平成26年度	63,320	57,032
平成27年度	62,370	57,465

平成26年度から、環境森林部自然環境課と農政部技術支援課の補助金が一本化された。平成23年度乃至同25年度の数値は統合される以前の各補助金の予算額と決算額のそれぞれ合計額である。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、メニューにより、定額補助、定率（2分の1、4分の1）補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件事業の主体は市町村であり、県は市町村の鳥獣被害対策の一部を補助している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は、担当課及び5つの農業事務所で延べ0.6人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、必要があれば、現地での機材確認、市町村での確認を行っている。

(サ) 事後点検

市町村から報告書の提出を受けて確認している。

1頭いくらの奨励金は効果そのものともいえる。捕獲頭数以外に農業被害額の統計などもあるが、機材購入は特に成果指標と結び付けられていない。国や市町村の対策もあるので、県の補助金の効果がどこまでかの測定が困難であるのが実情である。鳥獣被害対策支援センターが適正管理計画を作成し、生態系への影響を留意している。

指標として、鳥獣被害額の削減目標はある。また、本件補助金を廃止する検討は行っていない。

(2) 渡良瀬川鉍毒対策費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会の行う渡良瀬川関係の農作物被害対策事業に対して補助を行う。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県農業生産環境関係事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費は、調査研究費、技術対策費、中央対策費及び事業の目的達成のため必要な経費である。補助率は、知事が予算の範囲内で定めた額とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会であり、支出先への県有施設の貸与はない。同会以外の交付先は、存在しない。

補助対象事業者は事務局が東部農業事務所（農業振興課）内にあり、補助事業者における補助事業の遂行能力については、問題ないものと認識している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

昭和49年以降、同額である。財源は一般財源である。

事前の効果検討については、水質検査・堆積地の確認をしたうえ原因企業への監視などを行っている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和40年度に開始され、51年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	300	300
平成24年度	300	300
平成25年度	300	300
平成26年度	300	300
平成27年度	300	300

(キ) 当該補助金の区分・態様

本件補助金は運営費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。但し、関係市町村からの負担金があり、耕作地の面積に応じて負担している。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.02人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証については、事務局(東部農業事務所)で行い、さらに技術支援課でも確認を行う。

(サ) 事後点検

本件補助金の効果は、原因企業に対する監視継続により、原因企業が対策を怠らないようにすることである。また、新たな被害が発生しない状態の継続が成果であるが、水質検査などの結果に異状がないことは確認するが、それ以上の検証は行っていない。

3. 農政部蚕糸園芸課の補助金

(1) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(「野菜王国・ぐんま」総合対策事業費補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項77)

交付決定の通知書等に係る回議書の公印区分及び施行区分につき、第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、野菜生産の振興を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。野菜王国ぐんま総合対策として、野菜に特化した事業である。野菜は県の農業産出額の約4割(畜産と同規模)で

あり、従事者も多い。群馬県の野菜産出額は、1000億円を超える年もあったが、700億円台に落ち込んだ。野菜振興を目的に平成19年度に野菜に特化した補助事業を創設し、平成20年度に現在の形となった。農業人口減少の中、大規模経営者の育成が必要となり、やさい振興戦略会議により野菜の振興方策を検討している。平成26年の野菜産出額は約920億円まで回復している。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

大規模野菜経営体育成支援（家族経営から雇用経営への転換）、ぐんまの野菜産地育成支援（3戸以上の農家が組織する団体等の施設又は機械の整備）、目指せ日本一！チャレンジ支援（単位面積あたりの収量を増加させるために必要な機器等の整備）の3つのメニューがあり、メニューごとに補助対象事業、補助対象経費、補助率等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、農業協同組合と認定農業者等であり、支出先への県有施設の貸与はない。

本件補助金は要望に基づき、審査し、交付する補助金である。本件補助金について、農業事務所が市町村や農協に対して説明会を開催するほか、県のホームページに掲載し、周知している。平成28年度からポイント制を導入し、審査項目ごとにポイントが定められ、客観性を高めるようにした。

交付先における補助事業の遂行能力については、畑など現地を見て栽培技術を確認するなど、農業事務所が確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

本件補助金の財源は一般財源である。

支出の効果の検討は、農業事務所、農協、普及指導員が把握し、担当課と協議をする中で確認している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成20年度に開始され、8年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	150,000	145,508
平成24年度	147,000	147,479
平成25年度	147,000	141,141
平成26年度	147,000	119,790
平成27年度	147,000	120,412

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助（3分の1以内、10分の3以内、消費宣伝などのソフト事業2分の1以内）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものであるが、県の補助金に継足して補助金を交付する市町村もある（前橋市、高崎市、伊勢崎市、榛東村、富岡市、中之条町、沼田市等）。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.5人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日まで（ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日まで）に提出される。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、農業事務所が現場確認、出来高チェックを行っている。

(サ) 事後点検

交付後3年間は利用状況報告を受けている。状況報告書は、施設を利用していることの報告が主体であり、セル成型全自動移植機なら、稼働面積と利用率の目標と3年間の実績である。

効果は、群馬県の野菜の重点品目等の出荷の伸びにより確認している。また、群馬県の野菜の出荷の動向の要因分析はやさい振興戦略会議（蚕糸園芸課、各農業事務所地区ごとの実績の検討会を開催している。）で行っている。

また、最終実施主体から市町村を通じて実施実績報告書の提出を受けるなどして、調査・検討を行っている。

当該補助金を廃止するか否かにつき検討を行ったことはない。

(2) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金（園芸農産物振興対策事業費補助）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 計画変更時の補助金額の削減規定について（指摘事項78）

結論：本件補助金について、補助事業の計画変更時の補助金額の削減規定を設けるべきである。

説明：平成14年度の包括外部監査（農政部の補助金に関する事務の執行について）において、本件補助金について、上限規定や計画変更時の削減規定の不存在と規定の必要性を指摘されていた。

今回の監査において、この点を点検したところ、交付要綱や実施要領に上限額の定めはなかった。ただし、毎年、条件付きで交付決定している1000万円に対して、それを上回る事業経費がかかることから、事実上、1000万円が上限の役割を果たしており、これを上限とするべきかとも考えられた。しかし、群馬県園芸協会の活動は、会員の世代交代が進んで、事業内容も濃くなり、その活動も活発化しているとのことであり、本件補助金の具体的な効果測定をしていないことから、現時点で上限額を画するのは困難であり、今後の検討課

題とせざるを得なかった。他方、補助事業の計画変更時の削減規定が平成15年度以降も設けられてこなかったことについて、「計画変更時には知事の承認を要する」との現行規定で代替することはできず、不備であると言わざるを得ない。いずれにせよ、平成14年度の包括外部監査での指摘事項に対する措置としては不十分と評価せざるを得ない。

(イ) 補助金の効果測定と補助金交付先に対する経営改善指導（意見118）

結論：本件補助金の具体的な効果測定を行った上で、政策目的達成のために不可欠な補助金交付先に対しては、その維持存続のためにも採算面の経営改善を行うよう指導すべきである。

説明：本件補助金は、群馬県園芸協会に対して条件付きで1000万円の交付決定を行い、概算払いで500万円支給、実績報告を受けてから、補助金額を確定し、残額500万円支給という事務が続いている。これでは補助金交付先の業務改善のインセンティブが働かなくなるのではないかとの懸念も生じかねないが、同協会は、米麦や畜産などと異なり、国の政策から外れていた園芸分野の振興に不可欠の団体であり、その活動は従前より活発化しており、必要な経費のごく一部しか補助できていないのが現状であるとのことであった。また、園芸分野は生産者の独立心も強く、園芸協会の運営も会員である生産者からの活発な意見によって業務や研修企画の内容も常に改善しており、また、そうでなければ、会費を納めている会員からの厳しい意見に晒されることになることであった。

そうであれば、そのような業務改善の効果が出ていることが本件補助金の効果測定にも反映されるべきであるし、そうでなければ、政策目的実現のための補助金額が現在過少であるかどうかを判断することもできない。

また、同協会が政策目的実現のために不可欠なのであれば、その維持存続が現在過少であるという補助金に依存する度合いを低減させる必要もあり、会員に支持される活動による会費収入の増強などの経営改善を促すべきである。

(ウ) 県の補助事業と国庫補助事業との経費按分について（意見119）

結論：原則として、県の補助事業と国庫補助事業は別事業として、共通経費は一定の基準を設けてそれぞれに按分する仕組みだけを設けておくべきである。

説明：同協会の運営経費について、国庫補助事業である「果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業」の事業費交付金支出が支出の部に計上されており、県の補助事業でない事業への支出が県に対する実績報告書に含まれてしまっている。この点、担当課で問題意識を持ち、同協会に改善を要求しているとのことであった。さらに進んで、同協会の運営経費を県の補助事業や国庫補助事業で按分しないのか尋ねたところ、国庫補助事業の部分は国からの補助金を受け入れて同額を支出するだけであり、負担させるべき経費割合はほとんどないとのことであった。とはいえ、仮に、国から受け入れた補助金を交付金として支出するだけであるといっても、交付先の適格性の判断など、同協会にも一定の事務負担と責任が伴うはずであり、国庫補助事業の経費負担割合を常

にゼロと扱う現行の実務にも問題がないとはいえない。国庫補助事業に按分されるべき経費の割合が一定基準以下の場合には、事務の効率性のために経費の按分を省略する例外規定を設けるのは構わないが、原則として、県の補助事業と国庫補助事業は別事業として、共通経費は一定の基準を設けてそれぞれに按分する仕組みだけは最低限設けておくべきである。

(エ) 仮勘定で処理した収支の内訳のディスクロージについて（改善点）

結論：同協会が仮勘定で処理した行事参加費等について、会員への決算報告で、仮勘定の残高だけでなく、当該年度の内訳も会員に明らかにされるようになったとのことであり、改善が見られた。

説明：平成14年度の包括外部監査（農政部の補助金に関する事務の執行について）において、「フリー苗木に関する会計」「スプレーぎく全国大会会計」は、帳簿上は会計処理されているが、決算書の中では組合員に特別会計として、ディスクロージされていないとの指摘があった。今回監査では、全く同じ問題は見られなかったものの、仮勘定で処理している事業等への参加費について、類似の問題点が見受けられた。具体的には、平成27年度の元帳写しを見る限り、全国ナシ研究大会石川県大会や全野研愛媛大会などへの参加費は借入金勘定で、預かりと支出の仕訳がなされていたが、仮勘定貸借表で期末残高については、会員への開示の対象とはなっていた。借入金収入や支出の内訳については、同協会は希望する会員に開示しているとのことであり、この点、平成14年度の包括外部監査時に比べて改善が見られた。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、蚕糸園芸等の振興を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象事業は、群馬県園芸協会が園芸農作物の振興対策を図るために行う事業である。補助対象経費は、群馬県園芸協会の運営並びに果樹、花き、いちご及び野菜の生産振興対策、流通改善対策、組織対策に要する経費である。

(エ) 本件補助金の支出先

群馬県園芸協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。

補助金の交付先は群馬県園芸協会1者のみである（交付要綱上も同協会に限定されている。）。補助事業者における補助事業の遂行能力については、交付先を訪問し、帳簿を閲覧するなどして活動状況・財務状況を把握している（年4回程度）。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助率は「知事が予算の範囲で定めた額とする。」としか定められておらず（実施要領の第4項）、実態は定額補助と変わらないといえる。

財源は一般財源であり、同協会が例年行っている各種推進事業が行われることに加え、生産者などへの各種情報伝達といった面で、県との連携を目的として補助を続けている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和43年度に開始され、48年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	10,000	10,000
平成24年度	10,000	10,000
平成25年度	10,000	10,000
平成26年度	10,000	10,000
平成27年度	10,000	10,000

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日まで(ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日まで)に提出するものとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性につき検証しており、群馬県園芸協会に行って帳簿を確認している。総会と園芸生産者大会の時期(6月と11月)の前後及び年度末・年度当初に現地調査を実施している。

(サ) 事後点検

成果指標につき特に定められてはいない。その活動内容は、県、農業団体と連携して、通常総会、園芸生産者大会を開催するとともに、研修会・品評会・販売促進会・先進地調査等の事業を実施することで、本県園芸生産の振興に貢献している。

(3) 群馬県蚕糸園芸振興事業補助金(世界で戦えるこんにやく総合対策事業費補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 市町村との役割分担の検討過程について(意見120)

結論：市町村に同趣旨の補助金があるか否かについて、アンケート調査を実施するなど、その過程が記録に残る形での調査を行うことが望まれる。

説明：市町村に同趣旨の補助金があるか否かについて、担当課では、日常業

務で、事実上、その有無を把握しているとするのみで、市町村に同趣旨の補助金があるか否かに関する網羅的調査を行ってはいないとのことであった。しかし、群馬県の予算編成上、市町村との役割分担等については検討過程を明確にすることが求められており、担当課で事実上把握するという程度では、補助金の必要性を基礎付けるのに不十分という評価もあり得る。そこで、市町村に対するアンケート調査など、検討過程が記録に残る方法での調査を行うことが望まれる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、蚕糸園芸等の振興を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。面積3ha以上の農家を対象にさらなる規模拡大を目指している。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

① 生産コスト低減機械等整備支援

補助対象事業：こんにゃく農家の規模拡大等による低コスト化に必要な高性能機械等導入に対する市町村の補助事業

補助対象経費：上記の機械購入に要する経費

補助率：3分の1以内

② 高付加価値化支援

補助対象事業：こんにゃく農家が行う生芋こんにゃく加工等による高付加価値化のモデル的な取り組みに必要な機械等導入に対する市町村の補助事業

補助対象経費：上記の機械導入に要する経費

補助率：3分の1以内

③ こんにゃく消費拡大推進支援

補助対象事業……群馬県蒟蒻生産協会、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合及び群馬県蒟蒻協同組合が実施するこんにゃく消費拡大事業

補助対象経費……上記の事業実施に要する経費

補助率……2分の1以内

(エ) 本件補助金の支出先

市町村、群馬県蒟蒻生産協会、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合、群馬県蒟蒻協同組合であり、そこからさらに農業者、農業協同組合（昭和村、渋川市、富岡市、東吾妻町等）へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。

交付先における補助事業の遂行能力については、市町村や団体を通じて確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

事前の検討としては、事業主体から提出される計画書で目標（面積、省力化、

10a 当たりの数値目標) などから判断する。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成22年度に開始され、6年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	12,450	11,540
平成24年度	11,500	11,356
平成25年度	10,300	10,299
平成26年度	12,700	12,480
平成27年度	12,250	11,517

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設の整備であり、定率補助(3分の1以内、2分の1以内)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

機械装置購入・事業費の一部を県が補助しており、県の補助金に継足補助する市もある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日まで(ただし、知事が報告期日を別に指定した場合は、指定された日まで)に提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性については、機械設備などは現地確認により、販促イベントなどは領収書写しを確認している。

(サ) 事後点検

成果指標として、計画書の中で、経営規模の拡大・10a当たり収穫量・コストダウン・10a当たり労働時間等を設けている。効果測定については、翌年度以降、市町村を通じて、利用状況報告を受けている(3年間)。

4. 農政部ぐんまブランド推進課の補助金

(1) ぐんまブランド推進事業補助金(グッドぐんまの新鮮野菜PR事業補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付の成果について(意見121)

結論：平成10年度から同様の補助金を交付しているが、補助金交付の成果について、県として測定等を実施していない。

説明：平成10年度から、テレビCM等の費用の一部について、補助金を交付している。しかしながら、当該CMにより、群馬県の青果物がどの程度認知

されたのか、販売が増加したのか、その効果について検証を実施していない。

テレビCMの効果を直接検証することは難しいが、18年もの間、漠然と補助金を交付し続けることは望ましくなく、どのような成果を上げているのか調査すべきである。県単独で困難であれば、補助金交付事業者と協力して、アンケート調査を実施するなど、その効果の測定を実施すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、農畜産物のブランド推進等を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付する。

補助対象事業は、農業協同組合または農業協同組合連合会が行う県産青果物の需要拡大のための宣伝事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費は、県産青果物の需要拡大を図るために行うテレビ等を活用した宣伝に要する費用であり、補助率は2分の1以内と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は全国農業協同組合連合会群馬県本部であり、支出先への県有施設の貸与はない。

交付先における補助事業の遂行能力の検討については、事業計画書について協議を行っている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。事前の効果の検討は特にしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年度に開始され、9年継続している。

ぐんまブランド推進課は平成27年度に新設されたが、平成19年度～平成26年度は、蚕糸園芸課において同様の補助を行っていた。以前はラジオCM等に対する補助を行っていたが、平成22年度以降はテレビCMに特化して補助を行っている。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	6,485	6,485
平成24年度	5,900	5,900
平成25年度	4,780	4,780
平成26年度	5,840	5,840
平成27年度	5,840	5,840

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(2分の1以内)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに報告する。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性については、現地に行き、領収書等と照合して、確認している。

(サ) 事後点検

実施報告書を閲覧するとともに、現地で帳簿の確認等を実施し、目的外使用がないことを確かめている。

特段の成果指標の設定、効果測定、評価は行っていない。廃止の検討は行っていない。

(2) ぐんまブランド推進事業補助金（6次産業化チャレンジ支援事業費補助）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付の有効性について（意見122）

結論：補助金交付対象事業の選定に当たっては、実現性を重要視し、十分な人的・物的資源を投入できない事業に対して、補助金を交付することは望ましくない。また、補助金により実施した事業内容をすぐに変更する場合には、補助金の返還を義務づける必要がある。

説明：本件補助金は、補助対象事業者の選定に際してコンペを実施し、コンペの最優秀事業者に対して、補助を実施するものである。当初計画では、補助対象事業費400万円に対し、補助金額は200万円であったが、その後、補助事業の縮小により、補助対象事業費が225万5989円、補助金額が121万1989円に減額されている。

補助対象事業費の変更の理由は以下のとおりである。

①調味料の商品化中止（試作品開発がうまくいかなかったため）

②新商品開発の遅延（本業が忙しかったこと等により、販路開拓等に取り組むことができなかったため）

③冷凍保管庫の設置を中止（設置場所の調整がつかず、また、商品開発が遅れたことにより喫緊の必要性がなかったため）

しかし、当初予算の半分程度しか事業が実施されないのであれば、補助金を効果的に活用できていないと言える。

また、事業費の内訳として、ホームページ作成経費74万3040円、楽天出店料38万8800円があるが、平成28年10月14日時点では、楽天市場店は現在工事中であり、閲覧できなかった。また、事業者のホームページを

閲覧したところ、農産物についての記載はあったが、当該農産物を使用して生産した加工食品についての記載はなかった。これを確認したところ、当初は作成したが、現在は新米を売るためにホームページを変更してしまったとのことである。

6次産業化は困難な事業であることから、事業がうまくいかず、補助金が計画どおり交付できないことはやむをえない。しかしながら、補助金によりホームページ等を作成し、1年経過せずに変更するのでは、補助金を交付した意味がない。

補助金の初年度であり、難しい面もあると考えられるが、結果として事業規模が予算と比較して半分程度になっており、事業の実現性をもっと重要視する必要があると考えられる。コンペの審査における配点でも、実現性について35点中5点の配点となっており、モデル性や計画性の10点と比較しても重要視されていない。十分な人的・物的資源を投入できない事業であれば、中途半端に終わってしまう危険性があり、補助金が有効に活用されないこととなる。

また、補助金によりホームページを作成し、すぐに変更してしまうのであれば、それを補助対象経費とすべきではなく、そのような事実を確認した場合には、補助金の返還を義務づけるべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

知事は、農畜産物のブランド推進等を図るため必要な事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付するものとされている。

当該補助金の補助対象事業は、コンペに応募のあった事業プランの中から審査選考を経て認定されたプランに基づき実施する事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

コンペに応募のあった事業プランの中から審査選考を経て認定されたプランに基づき実施する事業を適切に実施するために必要な経費が対象とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は株式会社Aであり、支出先への県有施設の貸与はない。

交付先については、コンペを行い、その中で最優秀の者に対して補助を行う。

コンペについては、県の6次産業化サポートセンターという相談窓口における案内や県のホームページに掲載しているほか、群馬県農業協同組合中央会、市町村並びに農業事務所などの関係機関等を通じて、農業者へ周知している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助対象経費の2分の1以内（予算の上限200万円）で、実績報告書の実績値により決定する。

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成27年度に開始されたものである。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	—	—
平成27年度	2,000	1,044

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(2分の1以内、上限200万円)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日又は当該事業年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出する。

(サ) 事後点検

事業報告書に基づき、現地調査を実施している。

成果指標については、本件補助金の初年度であり、数値化が困難なことから、定められていない。

5. 農政部畜産課の補助金

(1) 群馬県畜産振興事業補助金

(生産振興対策事業.....優良繁殖雌牛増頭)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性(意見123)

結論：畜産関係の生産振興対策事業補助金については、成果指標の設定と事前・事後の支出の効果の検討がよくなされており、成果指標の設定や補助金支出の効果の検討方法に課題を有する他の補助金事務の参考に供すべきである。

説明：本件補助金は、本県における生産振興対策を総合的に推進することを目的とし、優良繁殖雌牛導入、保留、育種評価活用促進事業を実施するために設けられたものである。

補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、

事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。

また、成果指標についても配慮されており、本件補助金の予算編成時に課内で政策推進シートを作成する際に、「繁殖雌牛の頭数推移」「群馬県食肉卸売市場における枝肉等級の推移」「群馬県内で屠畜された和牛の枝肉重量」といった指標を考慮しており、単価や計算の検証に活かされている。

事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。

これら成果指標の設定、事前・事後の支出の効果が検討されていることにより、補助金の達成度、改善点の把握等が可能となるのであって、本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

畜産の振興に資するため、畜産の振興に必要な経費に対し補助金を交付するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱、生産振興対策事業実施要領、生産振興対策事業実施基準

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費、補助率等は以下のとおりである。

① 優良繁殖雌牛導入

ア 推進指導……2分の1以内（事務費の補助）

イ 優良繁殖雌牛導入奨励……定額（牛の購入・運搬費用）

② 優良繁殖雌牛保留……定額（推奨金）

③ 育種評価活用促進……3分の1以内（事務費、専用プログラム費用、データ収集経費）

(エ) 本件補助金の支出先

「導入」と「育種評価」は（公社）群馬県畜産協会であり、「保留」は全国農業協同組合連合会群馬県本部である。支出先への県有施設の貸与はない。

畜産協会は、県とともに牛の改良促進事業を実施しており、導入と育種評価を行っている。保留は、改良に供すべき優良子牛を県内に留めることであり、牛の流通を行っている農協が担い手にふさわしい。

補助事業者における補助事業の遂行能力については、畜産協会と全農なので、問題はないと考えている。どこの産地の牛で改良を進めるかは有識者による会議により検討しており、保留事業は、家畜の登録員・審査員（評価できる資格）に保留牛を選んでもらっている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

1年度分の申請と実績報告に基づいて金額を確定し、翌年度に支払っている。財源は一般財源である。

交付決定以前にも支出の効果について検討しており、群馬県内の牛肉の生産・流通量、肉質の向上、どの金額であれば「保留」できるか、毎年、検証している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和63年度に開始され、28年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	7,360	7,190
平成24年度	6,010	6,010
平成25年度	5,950	5,950
平成26年度	5,680	5,240
平成27年度	5,540	5,380

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額(「導入」7万円/頭、「保留」8万円/頭)又は定率(「育種価評価」3分の1)補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後1か月又は交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性については、現場に行って検証している。

(サ) 事後点検

補助金の目的外使用が無いことは、畜産協会や全農に対し、現地往査して明細表に照らして帳票等を確認している。

成果指標として、肉質の向上と雌牛の増頭をチェックしており、農家の規模拡大を掲げている。

(2) 群馬県畜産振興事業補助金

(生産振興対策事業.....高能力純粋種豚安定供給体制確立)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性(意見124)

結論：畜産関係の生産振興対策事業補助金については、成果指標の設定と事

前・事後の支出の効果の検討がよくなされており、成果指標の設定や補助金支出の効果の検討方法に課題を有する他の補助金事務の参考に供すべきである。

説明：本件補助金は、本県における生産振興対策を総合的に推進することを目的とし、優良純粋種豚導入、生産管理指導事業を実施するために設けられたものである。

補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。

また、成果指標についても配慮されており、本件補助金の予算編成時に課内で政策推進シートを作成する際に、「群馬県内のと畜場で処理された豚の状況」「出荷動向調査による母豚一頭当たりの出産頭数」等の指標を考慮しており、単価や計算の検証に活かされている。

事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。

これら成果指標の設定、事前・事後の支出の効果が検討されていることにより、補助金の達成度、改善点の把握等が可能となるのであって、本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

畜産の振興に資するため、畜産の振興に必要な経費に対し、補助金を交付するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費、補助率等は以下のとおりである。

- ① 優良純粋種豚導入…… 3分の1以内（豚そのものの代金に対して）
- ② 生産管理指導…… 2分の1以内（事務費・改良方針の会議費・優良推薦農場の選定会議費などに対して）

(エ) 本件補助金の支出先

（公社）群馬県畜産協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。

委託先は、日本養豚協会に登録している農家が一番多く、事業遂行能力があり、会員以外に対しても改良推進活動を行っていることから群馬県養豚協会に限っている。補助事業者における補助事業の遂行能力については、実績に基づいて、問題ないと認識している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。事前の効果検討については、何頭出荷するかなど計

画を出してもらって、確認を行う。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和47年度に開始され、44年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	3,715	2,888
平成24年度	1,199	1,149
平成25年度	3,491	3,261
平成26年度	3,726	3,289
平成27年度	722	655

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(2分の1、3分の1)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、基本的に県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後1か月又は交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。実績報告書(支出内容及び金額)の正確性についての検証は、群馬県畜産協会内の群馬県養豚協会事務局に出向いて臨検調査を行っている。

(サ) 事後点検

種豚農家が減っていることや伝染病の流行もあるので、種豚の安定供給体制を成果指標とするのは難しい。効果測定は、出荷動向調査と母豚一腹当たりの出産頭数調査等により実施している。しかし、PED(豚流行性下痢)が流行っているので、測定しづらい状況である。

純粋種豚の繁殖能力(1頭当たり育成頭数等)と産肉能力(ロース芯の太さ等)の向上目標は群馬県家畜改良増殖計画で定めている。これらの数値達成に貢献していると考えている。

(3) 群馬県畜産振興事業補助金

(生産振興対策事業.....乳牛等改良促進)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標の設定と支出の効果の検討方法の活用可能性(意見125)

成果指標の設定と事前・事後の支出の効果の検討がよくなされており、成果指標の設定や補助金支出の効果の検討方法に課題を有する他の補助金事務の参考に供するべきである。

説明：本件補助金は、本県における生産振興対策を総合的に推進することを目的とし、家畜共進会の開催、家畜共進会の出品対策事業を実施するために設けられたものである。

補助金の交付に当たっては、規則、交付要綱のほか、実施要領、実施基準が設けられており、事業目的、内容、要件が具体的に明記されているとともに、事業主体が事業を実施する上での県の管理体制、補助金支出に関する事前・事後の評価を行うための仕組みが整備されている。

また、成果指標についても配慮されており、本件補助金の予算編成時に課内で政策推進シートを作成する際に、「群馬県の経産牛頭数の推移」「群馬県の生乳生産量の推移」「1頭当たりの生乳生産量の推移」といった指標を考慮しており、単価や計算の検証に活かされている。

事後評価に関しては、事業の実施主体から、実績報告の際に事業評価表の提出を求め、本事業の実施によりいかなる効果があったかの報告を求めており、県で検討の上、コメントを付して団体に返却している。

これら成果指標の設定、事前・事後の支出の効果が検討されていることにより、補助金の達成度、改善点の把握等が可能となるのであって、本件補助金以外の補助金で、成果指標の設定や事前・事後の支出の効果の方法に課題のある補助金事務の参考に供すべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

畜産の振興に資するため、畜産の振興に必要な経費に対し、補助金を交付するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県畜産振興事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費、補助率等は以下のとおりである。

- ① 家畜共進会の開催……3分の1以内（群馬県畜産協会が実施）
- ② 出品対策に要する経費……3分の1以内（全国版の共進会への出品対策北海道）

(エ) 本件補助金の支出先

（公社）群馬県畜産協会であり、支出先への県有施設の貸与はない。

支出先につき、家畜登録業務を行っているのが群馬県畜産協会のみなので、県内での家畜コンテストの実施主体は他に考えにくい現状である。

周知については、県から畜産協会、畜産協会から農協へと情報が発信され、各農家に共進会への出品を促してもらう。

補助事業者における補助事業の遂行能力の有無についても確認しており、県としては共進会を開催してもらって、県の改良の方向性が実際にどうなっているか確かめる良い機会（体型を見て能力を押し量る。）になる。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、事前に効果を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和47年度に開始され、44年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	2,133	618
平成24年度	1,955	1,936
平成25年度	600	589
平成26年度	886	782
平成27年度	2,614	2,515

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助(3分の1)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了後1か月又は交付決定のあった翌年度の4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証は現地調査を含めて行っている。

(サ) 事後点検

成果指標としては、共進会の成功、全国大会でどのような賞を取ったかを確認し、県全体のレベル向上を図る。生産乳量等の指標の改善も行うほか、県全体の指標のチェックを行う。

6. 農政部農村整備課の補助金

(1) 群馬県県営土地改良事業利子補給金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

知事は、県営土地改良事業に係る受益者の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において土地改良区に対して利子補給金を交付する。大規模な整備であり、個人負担が大きくなるため、利子補給も行っている。金利の低下などの経済情勢の変化を踏まえ、平成16年度以降に採択された事業は対象外である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県県営土地改良事業利子補給金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

県営土地改良事業に係る分担金相当額に充てるため土地改良区が公庫から借り入れた農業基盤整備資金に係る利子について、次の各号に掲げるすべての条件を満たすときは、補給金を交付するものとされている。

- ① 担い手地区以外の県営土地改良事業実施地区については、工事が完了していない地区であること。
- ② 担い手地区以外の県営土地改良事業実施地区については、借入金に係る償還据置期間中であること。
- ③ 担い手地区以外については、担い手農地集積資金と併せて借り入れた農業基盤整備資金に係る利子であること。
- ④ 当該土地改良区が過年度の分担金相当額を完納していること。
- ⑤ 市町村が当該土地改良区に対し次に規定する額と同額の額を利子補給金として交付すること。なお、次に規定する利子補給金の額とは、土地改良区が公庫に支払う利子の額（貸付受入金利息として土地改良区が公庫から受ける額を除く。）の100分の50以内とする。

(エ) 本件補助金の支出先

赤城西麓土地改良区、小泉泉沢土地改良区、内郷土地改良区であり、支出先への県有施設の貸与はない。

支出先につき、土地改良事業は数が少なく、様々な手続を経ているので、交付先が漏れることはあり得ない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。土地改良事業の本体事業について、事前・事後の評価を行っているため、本体事業に付随する利子補給事業単独の効果検証は行っていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和36年度に開始され、55年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	927	927
平成24年度	890	868
平成25年度	770	770
平成26年度	512	512
平成27年度	473	473

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は利子補給であり、定率補助（2分の1）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

県が50%、市町村が50%を負担する。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

毎年度3月20日までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性に関する検証は、添付された金融機関の取引履歴等と照合するなどしている。

(サ) 事後点検

成果目標として利子補給自体の効果は定められていないが、本体事業である土地改良事業は事前・事後に評価・検証する。

(2) 群馬県土地改良事業等補助金（小規模農村整備事業）

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

農業生産基盤及び農村集落環境の整備を図るため、補助金を交付する。

事業の内容としては、一般型と県民参加型があり、一般型には①農業生産基盤保全整備、②農村地域保全整備、③特別対策がある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県土地改良事業等補助金交付要綱、群馬県小規模農村整備事業実施要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

事業の内容及び補助率は以下のとおりである。補助率の〔〕は、事業主体が市町村で、財政力指数が0.75以上（各年度別別途提示）の場合に適用される。

①一般型

- ・ 農業生産基盤保全整備…40%以内〔35%以内〕

（農地集積促進）…50%以内〔45%以内〕事業完了3年後までに、担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実と見込まれること

- ・ 農村地域保全整備

i 下記を除く農村地域保全整備…3分の1以内〔30%以内〕

ii 災害復旧（農地）…50%以内

（農業用施設）…65%以内

iii 環境保全対策調査…50%以内

- ・ 特別対策…40%以内〔35%以内〕

②県民参加型…事業費の50%以内

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村、土地改良区、その他農業事務所長が認める者（農業者が組

織する団体等)であり、県有施設の貸与はない。

支出先から地域の要望が提出され、審査が行われるので、漏れはないと認識している。

補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について、市町村や土地改良区なので、問題はないと考えている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、事前の効果検討は行っていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年度に開始され、15年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	540,500	511,580
平成24年度	560,150	447,381
平成25年度	542,305	524,337
平成26年度	498,418	475,883
平成27年度	652,305	624,295

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設の整備補助であり、定率補助(30～65%)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

事業費の一定割合については県が100%負担。土地改良区は、事業によっては、県の他、市町村からも補助を受けている場合もあり得る。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後20日以内に提出するものとされている。

実績報告書(支出内容及び金額)の正確性の検証については、市町村や土地改良区、工事現場に行き、帳簿や契約書、工事の設計書、支払関係証憑などの現物を確認するなどしている。

(サ) 事後点検

成果指標については、申請された工事など事業自体がなされるのは当然として、補助事業の成果目標を設定することは難しい。地区ごとに評価表を作成し、スコアリングを行っており、また国庫補助事業の評価の仕方をアレンジして使用している。

効果測定として、補助対象となる工事が小規模であり、具体的に何らかの成果と結び付けて効果を測定するということではできていない。評価として、事前・事後の写真付きの事後評価表を添付してもらい、評価がおかしくなければ、そのまま追認する形である。補助金確定時点で評価を行っている。

第 1 2 産業経済部の補助金について

1. 産業経済部産業政策課の補助金

(1) 公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の添付資料について（意見 1 2 6）

結論：実績報告書に実績内容（相談件数等）の分かる資料を添付すべきである。

説明：本件補助金の実績報告書には経費支出表のみ添付されており、事業の実績内容を知るには他の資料を確認する必要がある。

相談件数等の実績報告は別途報告を受けているが、実績報告書の添付資料として保管し、費用対効果の分析に活用できるようにすべきである。他県の包括外部監査においても同じような意見があった。「実績報告書の添付資料について実績件数のみの記載であったが、目標値や前期実績件数も記載項目として追加し、費用対効果や見直しの資料として活用すべきである。」というものである。

公益財団法人群馬県産業支援機構は、国や県からの受託事業を多く実施しているため、補助金の見直しは困難になるかもしれないが、補助事業の費用対効果を適切に分析し、今後の補助金見直しを検討されたい。

(イ) 補助金に係る消費税等の仕入控除税額について（意見 1 2 7）

結論：実績報告書に記載されている消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の金額について根拠等を明示すべきである。

説明：実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならないと定められている（要綱第 1 1 条第 2 項）。

実績報告書に計算式の形※で消費税等の仕入控除税額がゼロと記載されているが、そのゼロが明らかに仕入控除税額のゼロなのか、まだ明らかでないためのゼロなのか、区別がつかない。まだ明らかでないのであれば、仕入控除税額が確定した場合には、消費税等の額の確定に伴う報告書を提出し、補助金を返還させる必要がある。適正な補助金手続きを促すためにも、実績報告書にゼロの根拠等の説明を加えることが必要である。

※補助金所要額－消費税等に係る仕入控除税額＝補助金額

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、県内産業の振興を図るため、公益財団法人群馬県産業支援機構に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象経費及び補助金額は、報酬（常勤、非常勤役員報酬）、給料、その他人件費（諸手当等）、業務管理費（理事会経費等）、借料・共益費（賃借料、水道光熱費）の補助金の対象となる経費の範囲内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県産業支援機構であり、支出先へ県有施設が貸与されている。対象となる者は同機構以外存在しない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定以前に支出の効果については特段の検討をしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成13年度に開始され、14年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	134,119	131,281
平成24年度	136,894	133,932
平成25年度	132,836	130,793
平成26年度	138,112	136,360
平成27年度	136,580	136,833

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、10分の10以内の定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了から10日又は4月5日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、現地調査を行い、実績報告書をもとに証憑類を確認している。特に成果指標は定められていないが、産業支援機構での中期計画の実績を確認している。特段の効果測定はしていない。

(2) 小規模事業経営支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項79）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金の効果について（意見 1 2 8）

結論：実績報告書等をもとに費用対効果を分析し、補助金の効率的な支出を検討すべきである。

説明：本件補助金は、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業、商工会に対する指導事業、地域経済の活性化を支援するために行う企画提案型事業、倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業、群馬県商工会連合会（以下「商工連」という。）の健全な運営及び育成を図るための事業を促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と持続的発展に寄与することを目的とするとされており（要綱第 3 条）、これらの目的に対して、多くの補助金が支出されている。

補助金による効果を表すのは大変難しいが、各団体で補助事業に使われている費用と、補助事業から得られる効果を分析する必要がある。補助金の効率的な支出のために、補助事業の内容を含め、継続的な検証が必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金は、次の各号に掲げる事業を促進し、もって地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者の振興と持続的発展に寄与することを目的とする。

- 一 商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）及び商工連が小規模支援法第 4 条第 1 項に基づいて行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（以下「経営改善普及事業」という。）
- 二 商工連が小規模支援法第 4 条第 1 項に基づいて行う商工会に対する指導事業
- 三 商工会等が地域経済の活性化を支援するために行う企画提案型事業
- 四 商工会議所又は商工連が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業
- 五 商工連の健全な運営及び育成を図るための事業

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 5 1 号）、規則、群馬県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の額は、次の各号に掲げるもの以外のものについては、知事が別に定める額又は補助対象経費にかかる実支出額のいずれか低い額とする。

- 一 指導施設建設費に要する経費については、知事が別に定める額又は補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じた額のいずれか低い額とする。
- 二 広域連携等対策事業費に要する経費については、知事が別に定める額又は補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じた額のいずれか低い額とする。
- 三 商工会経営改善普及事業費に要する経費については、知事が別に定める額又は商工連が経営改善普及事業の実施に要する経費として商工会に配分した額

の総計のいずれか低い額とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は商工連、商工会、商工会議所であり、商工連に対して県有土地が貸与されている。各団体については、地域における経済団体として地区内に1団体のみ設置されており、他に補助対象となり得る事業者はない。群馬県小規模企業振興条例において当該3団体を、小規模企業支援団体として定め、県は支援策を講ずるよう努めることとされており、研修体制・保有資格等からも十分な遂行能力を持つ。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定以前に支出の効果について特段の検討をしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は、国庫補助があったが、平成18年度から県単独補助金となり、10年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,755,831	1,666,937
平成24年度	1,748,454	1,658,035
平成25年度	1,726,559	1,632,103
平成26年度	1,707,449	1,617,298
平成27年度	1,664,070	1,616,620

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は商工団体が実施する小規模事業者支援に必要な事業費補助、人件費補助及び商工会連合会の運営費補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.7人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

会計年度終了後7日以内に提出するものとされている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、現地で確定検査を行い、実績報告書に基づき証憑類の確認をしている。成果指標は特に定められていないが、実績報告書に事業内容等の報告は受けている。特段の効果測定はしていないが、指導件数(巡回指導、窓口指導等)等で評価している。

(3) 中小企業連携組織対策事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 80）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

補助金は、群馬県中小企業団体中央会が行う事業に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の額は、予算の範囲内において、中小企業連携組織支援事業費は、補助対象経費の3分の2以内、その他は、補助対象経費の10分の10以内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は中小企業団体中央会であり、一部（交付総額の1%程度）は同中央会から中小企業等協同組合に交付される。支出先への県有施設の貸与はない。支出先については中小企業団体中央会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、今までの実績等から問題ないと考えられている。

同中央会は、中小企業組合法により、組合の指導等を行うために都道府県ごとに1団体設立されており、他に補助対象となり得る事業者はない。また、本件補助金の運用において、補助対象職員は中小企業組合士の資格を有すること等の資格要件を定めており、補助事業の遂行能力は担保されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定以前に支出の効果について特段の検討はしていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は、国庫補助があったが、平成18年度から県単補助金となり、10年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	139,425	132,474
平成24年度	139,562	139,042
平成25年度	139,725	129,775
平成26年度	139,817	136,738
平成27年度	140,967	131,418

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

会計年度終了後10日以内に提出するものとされている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、実績報告書をもとにその内容について確定検査を実施している。成果指標は特に定められていないが、実績報告書の中で企業の指導件数、相談件数について内容確認している。特段の効果測定は行っていない。廃止の検討はしていない。

(4) 群馬県商工会議所連合会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 商工会議所への交付金見直しについて（意見129）

結論：本件補助金のうち商工会議所への交付金の見直しを検討すべきである。

説明：本件補助金は、一般社団法人群馬県商工会議所連合会（以下「会議所連」という。）の運営費の一部を補助するものである。その運営費の中に県内10か所ある商工会議所への交付金が補助金全体の約50%を占めている。商工会議所はその補助金を広報誌・機関紙の発行費用に利用している。商工会議所は会議所連に対して補助事業の実績報告書として会報名や発行時期、補助金額、自己負担額等を記載しているのみである。広報誌・機関紙の効果を指標化するのは難しいが、配布される事業者等にアンケート等を実施し、広報誌等がどの程度活用されているのか、商工会議所の会員の要望を充たしているのかを調査することは可能と考えられる。その結果をもって、広報誌等に対する交付金の見直しを検討すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

会議所連の健全な育成・助長を図り、併せて県が行う商工業振興対策の実施に必要な協力を得るため、会議所連の業務に係る経費の一部として群馬県商工会議所連合会補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県商工会議所連合会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金額は、予算の範囲内で、会議所連の事業計画、収支予算及び前年度の事業実績等を勘案して決定するものとする。

商工会議所への交付金については、商工会議所からの申請および前年実績をもとに算出している。

(エ) 本件補助金の支出先

会議所連であり、一部が商工会議所（前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、渋川、沼田、富岡、藤岡）へ交付される。支出先への県有施設の貸与はない。交付先については上記に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力については、過去の実績等から問題ない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

商工会議所への交付金（広報誌発行）は交付基準に則り算出している。それ以外の会議所連の運営費については、前年を参考に算出している。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和 27 年度に開始され、64 年経過している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成 23 年度	7,002	6,904
平成 24 年度	7,002	7,002
平成 25 年度	7,002	7,002
平成 26 年度	7,002	7,002
平成 27 年度	7,002	7,002

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が 100% 負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ 0.2 人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

会計年度終了後 20 日以内に提出するものとされている。商工会議所からの実績報告書は、会議所連の実績報告書に添付されている。

(サ) 事後点検

目的外使用については、実績報告書提出後にその内容について確定検査を実施し、勘定元帳より補助対象経費と領収書等の証書類の突合を行っている。特に成果指標は定められておらず、効果測定も行っていない。

(5) 企業誘致推進補助金

ア. 指摘事項ないし意見

該当なし。

イ. 本件補助金の事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県ものづくり・新産業創出基本条例（平成13年群馬県条例第27号）の規定に基づき、県内に工場、物流施設、試験研究施設、データセンター、本社、本社工場若しくは開発工場を新設又は増設する企業のうち、本件補助金の交付の対象となる者に対し補助金を交付することにより、本県における産業の高度化及び活性化並びに県民の雇用機会の拡大を図り、もって本県の経済の発展及び県民生活の安定向上に資することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等
規則、群馬県企業誘致推進補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助対象施設の新設又は増設に当たり負担する土地及び建物に係る不動産取得税に相当する額（上限1億円。本社建物又は試験研究施設を併設する場合は2億円。）とし、予算の範囲内で交付する。

(エ) 本件補助金の支出先

支出は前橋市他12市町への立地企業（34社）であり、支出先への県有施設の貸与はない。

なお、県及び市町村のホームページや県内、東京、大阪、名古屋における誘致活動、企業立地セミナーで周知しており、補助要件に合致する企業から市町村を通じて県への相談等ができる体制を取り、事業者の把握に努めている。

また、補助事業者における補助事業の遂行能力の有無については、申請段階で財務諸表の内容をもって検討しているほか、申請前段階でのヒヤリング時に確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

予算要求段階においては、投資予定金額から不動産取得税を推計し、最終的には不動産取得税の納税額をもって決定している。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成20年度に開始され、7年継続している。現有地での活用区分（現有地活用型）の創設と対象業種の拡大など、要件が緩和され、平成25年度から補助金額が増えている。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	240,000	79,235
平成24年度	240,000	63,944
平成25年度	514,000	403,021
平成26年度	884,000	586,018
平成27年度	883,000	864,439

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は土地の取得及び建物の整備に伴い発生する不動産取得税に相当する額の補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

（ケ）本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ1.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

（コ）実績報告書

不動産取得税納付日、操業開始日、本社移転登記日のいずれか遅い日の6か月以内に提出され、報告内容に基づき現地確認を実施している。

（サ）事後点検

実績報告書提出時及び稼働後に企業訪問し、雇用状況の確認を実施している。成果指標は、雇用機会の拡大が目的となっているため、立地件数と雇用人数としている。実績報告書をもとに現地確認を実施し、雇用人数等の確認を行い、把握した数値をもとに事後評価を実施している。

2. 産業経済部商政課の補助金

（1）群馬県小口資金融資に係る信用保証料補助金

ア. 指摘事項ないし意見

（ア）通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項81）

第4の第2項参照。

（イ）繰上げ返済による補助金返納時の検査について（意見130）

結論：繰上げ返済によって、保証料の補助金返納があった場合には、必ず確定検査を実施すべきである。

説明：本件補助金について、実績報告提出後、確定検査を実施しているが、件数が多く検査にあてられる時間も限られていることから、おおよそ全体の1%程度を抽出して実施している。繰上げ返済の場合については、上記の抽出対象外となり、確定検査は実施していない。

過去に繰上げ返済による返納について間違いがあり追加返納を受けた事実がある。繰上げ返済による保証料の補助金返納については、群馬県信用保証協会に返納金の計算をすべて任せるのではなく、県による確定検査も実施すべきである。

また、条件変更についても、現在確定検査で2～3件程度は検査対象としているが、なるべく多くの件数を検査対象とすべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨について

市町村と連携し、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進し、県内中小企業の振興を図ることを目的とする。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県小口資金融資促進制度要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

県は、要綱に基づき融資を受ける中小企業者の負担の軽減を図るため、保証協会が要綱第4条の規定により付す保証に係る保証料率を通常の保証料率より低率にした場合において、保証協会に対して、当該保証料の一部を補助することができる。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県信用保証協会である。支出先への県有施設の貸与はない。補助対象は同協会に限定される。また、本件補助金については金融機関及び商工団体でも情報提供している。交付先における補助事業の遂行能力の有無については、金融機関及び保証協会両方で審査しているため遂行能力の問題はないとのことである。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前の支出の効果検討として、事業者や商工団体、金融機関に対してアンケート調査を実施している。また、制度について市町村との意見交換も実施している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和30年度に開始され、61年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	271,132	271,131
平成24年度	300,394	300,393
平成25年度	288,250	288,249
平成26年度	258,239	258,239
平成27年度	246,023	246,023

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は信用保証料補助であり、定率補助である（信用保証協会が利用者に対し保証料を減額した場合、市町村とそれぞれ、0.18%ないし0.40%の範囲で保証料の補助を行う。）。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は市町村と共同で実施しており、市町村と折半で負担する。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後2か月以内に提出するものとされている。

確定検査は、上期と下期の2回に分けて行われており、抽出率は1%程度である。

(サ) 事後点検

目的外使用については、実績報告をもとに確定検査を実施している。成果指標は特に定められていないが、事業者や商工団体、金融機関に対してアンケート調査を実施している。また、市町村に対して制度についての意見交換も実施している。

(2) 中小企業経営資源強化対策事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の効果について（意見131）

結論：月例報告（月報及び相談案件一覧表等）を、県として補助金の費用対効果の分析に活用すべきである。

説明：公益財団法人群馬県産業支援機構は、補助事業に関する毎月の実績を「月報、相談案件一覧表及び専門家派遣事業進行管理表」により翌月10日までに県へ報告している。また、月例会議も開催されており、県が出席することもある。月例報告は、補助事業に関してかなり細かく実績が記載されているため、県としてもこれらを補助金の費用対効果の分析に活用すべきである。そして、その結果をもとに機構に対して、補助事業の見直し等の提案や意見を積極的に行うことが望まれる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

「群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金」とは、海外展開支援事業費補助金、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、下請中小企業取引情報提供等事業費補助金、中小企業経営資源強化対策事業費補助金をいう。海外展開支援事業費補助金は、公益財団法人群馬県産業支援機構（以下「機構」という。）が行う海外展開相談等事業及び中小企業外国出願支援事業について経費の一部を補助することにより、中小企業の海外展開及び外国出願等の支援を図ることを目的とする。

このうち商政課が機構に対して補助しているのは、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、中小企業経営資源強化対策事業費補助金となっている。

小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金は、機構が行う小規模企業者等設備資金貸付事業について経費の一部を補助することにより小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、機構が行う中小企業経営資源強化対策事業について経費の一部を補助することにより中小企業の経営資源の確保等を支援し、もって創業の促進、中小企業の経営革新、ベンチャー企業の発展等を図ることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金交付要綱、中小企業経営資源強化対策事業費補助金実施要領

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

県が交付する補助金の額は、支援体制整備事業に関する費用及び専門家派遣事業に関する費用で補助金交付対象となる経費の範囲内及び補助金交付対象となる経費の2分の1以内とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公益財団法人群馬県産業支援機構であり、県有施設の貸与はない。補助対象は機構に限定される。本件補助金については、リーフレットやホームページで周知を行うほか、商工団体にも情報提供している。交付先における補助事業の遂行能力については、過去の実績等で問題ない。間接補助対象者に対しては機構が確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成15年度に開始され、12年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	39,665	33,598
平成24年度	33,913	31,137
平成25年度	32,096	31,296
平成26年度	26,339	25,637
平成27年度	25,439	24,590

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助(事業費の内容によって、全額、10分の9、2分の1)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.5人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後10日または4月5日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

月例会議を毎月実施しており、会議で補助事業の進捗状況の説明があり、都合が合えば県も出席している。欠席の場合は会議内容を書面にて受け取っている。効果測定として、専門家派遣の進行管理や相談実績、相談案件一覧の提出を受けている。

(3) 群馬県商店街活性化支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 8 2）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 県と市町村の補助金の負担割合について（意見 1 3 2）

結論：県と市町村の補助金の負担割合について再検討の余地がある。

説明：本件補助金については、ソフト事業（活性化推進事業）では補助対象経費の 3 分の 1、ハード事業（施設整備事業）では補助対象経費の 4 分の 1 を県と市町村が同率で負担していた。

商店街の活性化は、当該商店街に存する市町村の方がより身近な存在であって、補助金も含めて市町村がより主体的に支援していくべきものであり、県の役割は、主として、市町村の支援の不足を補うこと、特に都市部と山間部の市町村の財政力の格差を緩和することにあると考えられる。とすると、県が市町村と同じ割合で補助金を負担することや財政力に差があるはずの市町村に存する商店街について同じ負担割合で補助金を交付する現行実務には疑問の余地がある。

現場の状況をよりよく把握し得る担当課や部で、まず、再検討し、見直しの余地があれば、ボトムアップで全庁的対応の変更を促すといったダイナミズムがあってもよいのではなかろうか。

(ウ) 補助金の効果あり方検討（意見 1 3 3）

結論：本件補助事業に関してのアンケート等を実施し、補助金のあり方を検討すべきである。

説明：本件補助金の目的は、中心市街地等における商店街の活性化を図るためである（交付要綱第 1 条）が、実際本件補助事業によって、商店街の活性化に繋がっているのかどうかは明確ではない。補助金の効果を表す成果指標等があればよいが、何を基準に効果ありとするか、非常に難しいところである。補助事業としてイベント等を実施すれば、その時には人は集まるが、それが継続的な活性化に繋がるかどうかは分からない。本補助事業について、住民の声を聞くために、すでに実施している市町村もあるだろうが、アンケート等を実施することも必要である。その意見をもとに、商店街活性化の方策を探り、その上で今後の補助金のあり方等について検討する必要がある。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金目的・趣旨

中心市街地等における商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する事業に補助を行う市町村に対する補助である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本補助事業は、商店街団体等が商店街の活性化を図るために実施する活性化推進事業及び施設等整備事業とされ、補助事業にかかる間接補助事業者、補助

対象経費、補助率、補助限度額等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は、市町村であり、市町村から商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人、商店街団体他へ交付されている。支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金については、市町村担当者会議で事業の説明を実施してほか、県のホームページ等により周知を行っている。

補助対象者の事業遂行能力については、市町村が確認している。また、申請書に決算書が添付されており、財務内容等について確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定前の効果検討として、実績報告による確認とイベント等の確認を実施している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成23年度に開始され、4年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	18,500	15,353
平成24年度	15,000	13,973
平成25年度	15,000	11,872
平成26年度	10,000	9,414
平成27年度	10,000	9,093

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助（ソフト事業（活性化推進事業）は、補助対象経費の3分の1以内かつ市町村補助額の2分の1以内、ハード事業（施設整備事業）は、補助対象経費の4分の1以内かつ市町村補助額の2分の1以内）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

県と市町村が負担しており、ソフト事業は、県及び市町村がそれぞれ3分の1、ハード事業は、県及び市町村がそれぞれ4分の1である。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後30日または4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。現地調査は市町村が行っており、県は行っていない。実績報告書に市町村の完了検査調査書（現地写真付）が添付されている。また、県もイベント当日、現地で確認を行っている。

(サ) 事後点検

成果指標等は特に定められていないが実績報告で実施内容等を確認している。

3. 産業経済部工業振興課の補助金

(1) 群馬県地場産業総合振興対策事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項 8 3）

第4の第2項参照。

(イ) 実績報告の充実（意見 1 3 4）

結論：実績報告書を事業内容及び効果・成果や来期以降の地場産業振興策を具体的に記載できるように充実させるべきである。

説明：本件補助金は、地場製品の販路開拓、地域ブランド確立及び人材育成等、本県地場産業の振興を図るための事業に対する補助金であるが、この補助金を伴う事業によって本県地場産業振興にどの程度効果が出ているかは不明である。補助事業実績報告の様式には事業内容及び効果・成果欄が設けてあるが、販路開拓の具体的方法や来期以降の振興策等も記載してもらう必要がある。また、県としても実績報告をもとに補助金の効果を分析し、補助金のあり方の見直しを検討することも必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

地場産業の振興を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県地場産業総合振興対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の交付額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じた額を限度とし、予算の範囲内において知事が定める額とする。

- ・ 第2条第2項第1号から第5号のいずれかに該当する組合等で補助対象経費の2分の1が直近の決算書の繰越額を超える 2分の1以内
- ・ それ以外 3分の1以内

(エ) 本件補助金の支出先

県内に事業所を有する産地組合、企業グループ等8団体（群馬県建具組合連合会 15万円、群馬県繊維連合会 53万円、桐生織物協同組合 381万円、桐生地域地場産業振興センター 330万円、きりはた 11万2千円、群馬県酒造協同組合 13万5千円、群馬県酒造協同組合稲水倶楽部 5万5千円、群馬県食品工業協会 8万円）であり、支出先への県有施設の貸与はない。

県のホームページにより周知している。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無については、申請書に当該団体等の決算書が添付され、確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

補助金応募に必要な事業計画をもとに要綱に定められた割合等で予算の範囲で決定されている。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成21年度に開始され、6年継続している。平成25年度は11団体、平成26年度は9団体、平成27年度は8団体に補助している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	10,986	9,974
平成24年度	10,255	9,704
平成25年度	9,027	8,856
平成26年度	8,751	8,230
平成27年度	8,700	8,172

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助(要綱第2条第2項第1号から第5号のいずれかに該当する組合等で、補助対象経費の2分の1が直近の決算書における繰越額を超えるものは2分の1以内、それ以外は3分の1以内)である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。ただし、桐生地域地場振興センターの桐生テキスタイルプロモーションショーに対しては桐生市も補助している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了から20日又は4月15日のいずれか早い日に提出するものとされている。証憑類のコピー確認、事業の実施を確認している。

(サ) 事後点検

目的外使用が無いことについては実績報告書により確認する。また、内容によっては現地確認を実施している。成果指標は特に定められてはいないが、実績報告書に事業内容記載欄があり、そこに入場者数等が記載されている。

(2) 群馬県伝統的工芸品産業産地補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分(指摘事項84)

第4の第2項参照。

(イ) 補助金の統合(意見135)

結論:群馬県地場産業総合振興対策事業補助金との統合を検討すべきである。

説明:本件補助金は、国指定の伝統的工芸品が対象となるため、「桐生織」「伊

勢崎絋」の2つのみが対象である。直近5年間では、伊勢崎絋が振興計画に取り組んでいないため、補助対象外となり、桐生織のみが補助対象となっており、金額も毎年同額である。このような状況であれば、補助金事務の効率化の観点から同じ工業振興課が所管している地場産業総合振興対策事業補助金に統合することもよいのではないだろうか。要綱等の改定新設も含め検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

伝統的工芸品産業の振興と発展を図るため、協同組合等が行う振興事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県伝統的工芸品産業産地補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

事業区分ごとに、補助経費及び補助率等が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は国指定伝統工芸品の産地組合（桐生織物協同組合）であり、支出先への県有施設の貸与はない。

補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について特に検討はしていないが、毎年実施していることから事業遂行は問題ないと判断している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、39年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	400	400
平成24年度	400	400
平成25年度	400	400
平成26年度	400	400
平成27年度	400	400

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定率補助である（2分の1以内または3分の1以内）。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了から30日、4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。実績報告書及び証憑類を確認する。

(サ) 事後点検

成果指標は特に設けていないが、実績報告書に記載されている成果・効果を確認している。廃止の検討はしていない。

4. 産業経済部労働政策課の補助金

(1) 群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 事業運営の適正化（意見136）

結論：公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団（以下「財団」という。）の適正な事業運営の管理を行うべきである。

説明：本件補助金は、知事からの指定を受け、高年齢者に対する臨時的・短期的な就業機会の提供等の事業を行っている財団に対して運営費の一部を国と県が補助する内容である。高齢化が進む中で、高年齢者の就業機会の提供は非常に重要なことであるが、就業機会の提供は、同種の民間事業者を圧迫する可能性を秘めている。

したがって、県としても、民間事業者との事業の棲み分けを図るような事業運営の指導を行っていく必要がある。また、対価についても、地域における類似の仕事の対価に比べ著しく低くならないよう管理する必要がある。本件補助金の効果を最大限引き出せるよう適正な事業運営の管理が望まれる。

(イ) 補助金額の見直し（意見137）

結論：財団の補助金額についての見直しを検討すべきである。

説明：現在、本件補助金は、国と県が折半で負担しており、直近5年間一定額である。少子高齢化が進展する中、本県の社会経済の活力を維持するためには、できるだけ多くの高齢者が元気で社会の中で活躍・貢献することが重要である。

これを担う仕組みの一つとして、シルバー事業の役割は非常に大きい。したがって、補助金額については、一定額ではなく必要性に対応して変動することもよいのではなかろうか。財団の事業運営の効率化を最大限に図った上で、補助金の必要性の明確な根拠があれば、国庫補助金額の増額を求めることも必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）第48条の2第1項に基づきシルバー人材センター連合として知事の指定を受け、高年齢者に対する臨時的・短期的な就業機会の提供等の事業を行う公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団に対し、その円滑な事業運営に資するた

め、毎年度予算の範囲内において、当該事業に要する経費の一部を補助するものとする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱（平成13年11月1日付け厚生労働省発職高第170号、以下「国庫補助金交付要綱」という。）第3条に規定される事業とする。補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費であって、国庫補助金交付要綱別表に掲げる経費とする。補助額は財団の補助事業に対して国が補助する額を超えない範囲内である。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団であり、入居している県有施設の行政財産使用許可を受けており、使用料については減免となっている。補助対象者は同財団に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について特に検討はしていないが、今までの実績等から遂行能力は十分と判断されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

事業計画に基づき算出し、予算を考慮し決定する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成10年度に開始され、17年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	9,749	8,900
平成24年度	8,900	8,900
平成25年度	8,900	8,708
平成26年度	8,900	8,900
平成27年度	8,900	8,900

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は団体の運営費補助であり、国庫補助金対象経費の2分の1かつ国の限度額以下とされる。

(ク) 本件補助金の負担割合

国と県が50%ずつ負担している。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年5月31日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書を基に現地調査を実施し、支払関係書類の確認及び収支計算書等(証憑類全て)との突合を行う。特に成果指標はないが、就業人員で評価している。

(2) 群馬県生産性本部補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金額の見直し(意見138)

結論：補助金額の見直しを検討すべきである。

説明：本件補助金の補助対象である群馬県生産性本部は、中小事業者に対して研修等を年間20件程度実施しており、本件補助金はその一部を助成している。補助金を活用した研修等により、県内の中小企業者等の生産性の向上に効果を上げている。

しかし、現在実施している約20件の研修について、研修の参加人数や研修後のアンケートの結果を考慮して、研修件数を絞り込むことも必要であり、妥当な補助金額を検討すべきである。生産性本部の自立を促すため、今後も段階的な減額を検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県生産性本部が行う生産性向上のための事業に対する補助金である。同本部において生産性向上運動を展開し、本県産業界の発展、県民生活・福祉の向上を図ることを目的とする。補助事業内容は、同本部の情報宣伝活動、教育活動、労使協議制推進、企業視察及び研究会・研修会事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県生産性本部補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

この補助金は、同本部が行う事業のうち、知事が必要と認めた事業運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で交付する。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は同本部であり、補助対象は同本部が行う事業に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無については、同本部は継続的に事業を遂行してきたことから、特に問題はないものと考えられている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和38年度開始され、52年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	942	942

平成24年度	805	805
平成25年度	684	684
平成26年度	650	650
平成27年度	618	618

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、予算の範囲内で交付される。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年5月末までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実地調査を行っている。同本部が研修時にアンケートや満足度調査を実施し、その結果を次回以降の事業に反映させている。セミナー等は事業者から個別で依頼を受ける場合もある。予算額の見直しは常時なされているとのことであった。

5. 産業経済部産業人材育成課の補助金

(1) 一般社団法人群馬県技能士会連合会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項85）

第4の第1項参照。

(イ) 実績報告書の添付資料の改善（意見139）

結論：実績報告書の添付資料である収支決算書及び実施報告書の記載について、収支予算と対応するように記載すべきである。

説明：実績報告書に添付されている収支決算書では、技能者育成促進費にもものづくり体感事業3校とあり、予算上の5校とは異なっている。また、事業内容の写真資料においても5校分が添付されている。一般社団法人への移行時の公益目的財産の支出で一部対応しているためとのことであるが、補助金事業として実施しているのであれば、実績報告書の添付資料にはものづくり体感事業5校と分かるように記載すべきである。

(ウ) 補助事業のやり方について（意見140）

結論：ものづくり体感事業について、より多くの小学生が体験できる方法を検討すべきである。

説明：補助事業であるものづくり体感事業は、色々なものづくりがあること

を小学生のうちから知ってもらうことで、今後のものづくり振興に役立つことが期待されるため、良い事業と考えられる。ただし、毎年度県内小学校315校のうち5校を対象に技能士が訪問する現行の補助事業では、ものづくりを実際に体験できるのは、県内小学生のごく一部に留まる。より多くの小学生が体験することができるよう、技能士の訪問対象となる小学校数を増やすほか、例えば、逆に、技能士のもとへ小学生が足を運ぶ方法も、より多くの小学生に体験させる方法として有効と考えられる。多数の小学生を収容できる現場の確保、小学生の移動手段やバス等の駐車場所の確保、予算の確保並びに地元教育委員会、小学校及び受け容れてくれる技能士との調整が必要となることも想定され、課題も多いが、本件補助金の効果を引き出す上で有効と考えられるので、検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

技能士の資質向上を図り県内産業の発展に資するため、一般社団法人群馬県技能士会連合会（以下「技能士会連合会」という。）に対して補助金を交付するものである。

技能士とは、技能検定に合格した者が称することができる名称で、各職種の技能士により技能士の地位向上等を目的として、県内では44職種の技能士会がある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、社団法人群馬県技能士会連合会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

技能士会連合会の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費の一部について、補助金を交付するものとする。

- ① 後進技能者の資質向上のための研修、講習会の開催に要する経費
- ② ものづくり体験指導を行うための技能士の派遣に要する経費
- ③ 技能士に関する調査研究並びに情報、資料の提供及び広報活動に要する経費

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は技能士会連合会であり、県有施設が貸与されている。

交付対象は技能士会連合会に限定されている。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について検討はしていないが、継続的に事業遂行しているため問題ないと判断されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定前には、ものづくり体験参加者人数を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、36年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	600	600
平成24年度	600	600
平成25年度	600	600
平成26年度	600	600
平成27年度	600	600

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.01人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了後、知事が別に定める期限までに提出するものとされている。また現地調査を行っている。

(サ) 事後評価

具体的な成果指標はないが、ものづくり体験では技能士会連合会がアンケートを実施しており、それを次回に生かしている。予算と実績に差異があった場合、技能士会連合会の負担となる。

6. 産業経済部観光物産課の補助金

(1) 群馬県観光物産国際協会運営費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項86）

第4の第2項参照。

(イ) 暴力団等でないことの誓約書（指摘事項87）

第4の第1項参照。

(ウ) 実績報告書の添付資料の改善（意見141）

結論：実績報告書の添付資料に予算額と実績額の比較されている資料を追加することを検討すべきである。

説明：実績報告書の添付資料の中に補助対象先である公益財団法人群馬県観光物産国際協会の予算額と実績額を比較する資料がない。本件補助金は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会の予算額をもとに補助金額を算出していることから、補助金の効果を測定する意味でも、予算額と実績額の比較されている資料があったほうがよい。

(エ) 補助金額算出方法の見直し（意見142）

結論：補助金額の算定方法の見直しを検討すべきである。

説明：補助金額は、公益財団法人群馬県観光物産国際協会の事業計画と県予算の双方を考慮して算定される。主に人件費を対象としているが、直近3年間は同額であり、補助金算定根拠が必ずしも明確ではなく、交付要綱にも「別途知事が定める額」としか定められていない。現在、一部収益事業も営む群馬県観光物産国際協会の自主財源強化の取組に併せて県の補助金額の算定方法を見直しているところなので、具体的な算定方法の提言は留保するが、新たな算定方法が固まったら、計算式などを明示して、予算編成資料だけでなく、補助金支給事務の基準となるべき交付要綱にも反映させることを検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

公益財団法人群馬県観光物産国際協会（以下「協会」という。）の健全な組織運営に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県観光物産国際協会運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

本件補助金の対象経費は、協会の一般会計（公益事業）予算で、事業を行ううえで必要な人件費及び諸経費に係る経費とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県観光物産国際協会であり、支出先へ県有施設が貸与されている。交付対象は同協会に限定される。補助事業者における補助事業の遂行能力の有無について特に検討していない。今までの実績等を考慮すれば遂行能力については問題ないと考えられている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。交付決定以前に支出の効果について特に検討はしていないが、事業計画の内容については確認をしている。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成19年度に開始され、8年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	47,000	47,000
平成24年度	41,700	41,700
平成25年度	38,290	38,290
平成26年度	38,290	38,290
平成27年度	38,290	38,290

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担

はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先へ県職員を派遣している。

(コ) 実績報告書

事業完了後20日又は4月20日のいずれか早い時期までに提出するものとされている。実績報告書に基づいて、現地調査を実施している。

(サ) 事後点検

成果指標は特に定められておらず、事業報告書の事業実績の記載を確認している。事後評価として、実施事業を確認し、物産展の売上等の分析を実施している。分析結果について協会と今後の課題検討を実施している。

第 1 3 県土整備部の補助金について

1. 県土整備部交通政策課の補助金

(1) 中小私鉄等振興対策事業補助金

(上信電鉄沿線市町村連絡協議会)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付決定以前の支出の効果について検討(意見 1 4 3)

結論：補助金の活用方法の見直しを検討されたい。

説明：中小私鉄等振興対策事業補助金については、わたらせ渓谷鐵道、上毛電気鐵道及び上信電鉄の安定的な運営のための利用者促進が目的となっているが、安定的な経営については、各事業者の経営努力が不可欠である。そのため、定額補助金を利用してイベント列車等で一時的に乗客を増やすことよりも、安定的な乗客(通勤・通学者)の利用促進・分析を実施することの方が重要である。

県としても、これらの分析について調査会社による分析や乗客者のアンケート等の独自調査の実施を検討してもよいのではないだろうか。

本件補助金を、上記のような調査費用で利用するのも一案と考えられる。

(イ) 実績報告書の訂正に伴う再提出(意見 1 4 4)

結論：実績報告書について間違いがあれば訂正して実績報告書を再度提出してもらいたい。

説明：補助対象期間外の実施事業が入っている補助金実績報告書を、訂正せずに受理されていた。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は、わたらせ渓谷鐵道株式会社、上信電鉄株式会社及び上毛電気鐵道株式会社の安定的な運営に寄与するため、利用促進を図ることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、中小私鉄等振興対策事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助の対象とする経費は、わたらせ渓谷鐵道株式会社、上信電鉄株式会社及び上毛電気鐵道株式会社に対して行う次に掲げる事業に要する経費とする。

① 鉄道利用促進事業(利用促進を図るためのPR事業等をいう)

② その他、鉄道への支援・協力を行うために必要な事業で、知事が必要と認めるもの

補助金の額は、上記に掲げる事業に要する経費の2分の1以内で、予算の定める範囲内の額とする。

(エ) 本件補助金の支出先

上信電鉄沿線市町村連絡協議会他であり、支出先への県有施設の貸与はない。交付先は同協議会他に限定される。

補助対象先3者（わたらせ渓谷鉄道連絡協議会、上電沿線市連絡協議会、上信電鉄沿線市町村連絡協議会）に同額を補助している。交付先における補助事業の遂行能力につき、3者とも補助事業を毎年実施しているため問題ないと考えられている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成7年度に開始され、20年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	180	180
平成24年度	180	180
平成25年度	180	180
平成26年度	180	180
平成27年度	180	180

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県100%負担である。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業完了日から30日または4月30日のいずれか早い日に提出する。報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行っている。

(サ) 事後点検

目的外使用が無いことにつき、実績報告書にてイベント実施の確認はされている。成果指標については、特に定められていないが、毎月乗客データ（定期客・その他区分）を提出させ、増減理由が分析されている。

(2) 交通指導員活動促進事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項88）

第4の第2項参照。

(イ) 支出の効果と補助事業のあり方の検討について（意見145）

結論：交通指導員の活動促進の方策を県と市町村で検討すべきである。

説明：本件補助金は、交通事故防止に寄与するため交通指導員の交通安全活動の促進を図るものであり、補助内容としては、新規指導員の被服費に対する補助である。

市町村では、条例に基づき交通指導員の目標適正人数を設定しているが、適正人数により交通事故が減るかどうかは不明である。また、適正人数に達したとしても、その後高齢になり辞めていく者も多くなるため、今後も交通指導員を確保していくのは困難になると思われる。

交通指導員の活動を促進する観点からは、被服費補助にこだわらず、県と市町村で他県事例等も含め多角的に検討されてはどうか。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は、交通指導員活動の促進を図り、もって交通事故防止に寄与することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、交通指導員活動促進事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

この補助金の交付の対象となる経費は、新規任命（基準日を含む過去1年以内）の交通指導員の被服費に要する経費で知事が認めるものとする。交付する補助金の額は、予算の範囲内で、毎年9月1日を基準日として各市町村の交通指導員設置規模に応じて定める額とする。ただし、交通指導員1人当たりの補助金の額の上限は3万7500円とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村である。本件補助金については、事前（8月～）に全市町村に対して新任交通指導員に関してアンケートを実施している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

市町村からのアンケート結果をもとに予算額で按分計算する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成9年度に開始され、18年継続している。平成24年度に見直しを実施し、被服費の補助に変更している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,325	3,267
平成24年度	3,750	3,750
平成25年度	3,750	3,750
平成26年度	3,750	3,750
平成27年度	3,750	3,749

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、1名は定額、2名以降は按分計算による。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は翌年5月31日までに提出される。書面確認は行われているが、現地調査は実施されていない。

(サ) 事後点検

実績報告に添付されている領収書等で目的外使用がないことを確認している。成果指標として、目標値1400人（現状は1300人）を定めており、実績報告書と一緒に交通指導員名簿を提出させ、交通指導員数を把握している。補助金の効果の評価は実施していない。

2. 県土整備部都市計画課の補助金

(1) 花と緑のクリーン作戦奨励金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項89）

第4の第2項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

美しい県土を次世代に引き継いでいくため、県民が県内の社会資本ストックを自発的に維持管理することを趣旨とする美化活動を実施する団体に対し、奨励金を交付することで、県民の地域愛護の活動を活発化させることを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、花と緑のクリーン作戦奨励金交付要綱

(ウ) 本件補助金・支出の決定過程の概要

補助対象経費の範囲・補助率は定めていない。活動を実施する団体に対する奨励金の額は2万円とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は構成員10人以上の団体であり、支出先への県有施設及び備品の貸与はない。土木事務所や市町村を通じてリーフレットの配布を行うほか、県のホームページに掲載するなど、周知している。また、土木事務所から、前々年度・前年度に実績のある団体に募集通知を行っている。交付先における補助事業の遂行能力有無については、土木事務所で確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

対象団体から交付申請書を土木事務所に提出し、審査の結果、適切であれば交付決定される。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成11年度に開始され、平成25年度に1度廃止され、対象施設を県管理施設に絞った上で平成26年度から新設されている。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	—	—
平成26年度	36,000	24,560
平成27年度	30,820	23,760

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、県管理施設で年3回以上美化活動を行う団体に対する奨励金であり、定額補助2万円である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ5.3人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

活動完了後30日以内に実績報告書を提出する。活動実施が2月の場合は2月末までに提出する。実地調査は行っていないが、美化運動前後の写真にて記載内容の正確性を確認している。

(サ) 本件補助金の事後点検

目的外使用の有無につき、目的は特に決まっていないが、具体的には当日の飲み物代や軍手代等に使われていることは多い。

成果指標は特に定められていないが、実績報告で美化活動前後の写真を添付させて確認している。

3. 県土整備部下水環境課の補助金

(1) 群馬県公共下水道事業費補助(単独管渠整備促進費補助)

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助事業執行状況報告書の提出について(意見146)

結論：四半期毎の補助事業執行状況報告書の書面での提出を求めるべきである。

説明：執行状況報告について、「補助事業者は、四半期毎に補助事業執行状況

報告書を知事に報告しなければならない。」と規定されている(要綱第7条)が、現状では、メールで状況報告が提出されている。様式も定められていることから、書面での提出を求め、保管しておくことが必要である。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

市町村が実施する下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の事業に要する経費に対し、群馬県公共下水道事業補助金を交付することにより、公共下水道の整備を促進して快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県公共下水道事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

①市町村が実施する単独管渠整備に係る経費の3%以内

なお、流域関連公共下水道の単独管渠整備は5%以内

②市町村が単独事業として実施する「工事コスト縮減に係る業務委託(詳細設計)」に係る経費の3分の1以内

22市町村から要望書が提出され、県で予算を考慮して内定通知を送付し、その後市町村から申請書が提出される。下水道整備計画に基づいて実施される。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は下水道事業実施市町村(前橋市他)である。本件補助金については、担当者会議を開催して全市町村へ制度説明を実施している。「榛名湖周辺及び赤城山大洞特定環境保全公共下水道事業費補助・単独管渠整備促進費補助 交付事務取扱要領」にて次年度要望照会の際に要望調書を提出するように記載されている。交付先は市町村であり、事業の執行能力の確認は実施していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定前に汚水処理人口普及率の押し上げ効果等を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和63年度に開始され、28年継続している。

平成27年度に交付額が大幅に増えたのは、国の交付金対象事業の改正で県負担が増えたためである。

(単位：千円)

	予算額	決算額
平成23年度	88,300	60,400
平成24年度	84,700	55,600
平成25年度	78,056	62,400
平成26年度	78,100	44,300
平成27年度	117,800	121,800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は管渠施設の整備に関わる補助であり、定率補助（流域関連公共下水道５％、単独公共下水道３％）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が１００％負担するもので、県以外（国等）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ０．１人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度末日までに実績報告書の提出を受け、この時点では現地検査は実施しないが、次年度、市町村に赴き完了検査を実施している。

(サ) 本件補助金の事後点検

四半期毎に執行状況報告（要綱７条）で確認している。汚水処理人口普及率を成果指標とし、市町村から汚水処理人口普及率の提出を受け、それを取りまとめて効果測定をしている。市町村から上記結果の提出を受け、普及率向上の観点から事業を評価している。

(２) 群馬県農業集落排水施設整備促進交付金（農業集落排水事業費補助：汚水処理施設整備交付金）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分（指摘事項９０）

第４の第２項参照。

(イ) 支出の効果の検討（意見１４７）

結論：本件交付金については、今後、主体となる更新整備に備えての効果検討を進めるべきである。

説明：本件交付金については、平成２９年度で新設の汚水処理施設整備が完了する予定であり、今後は更新整備が主体となる。更新整備は新設に比べ、仮設費用がかさむとのことである。そうした状況下で、本件交付金の交付率は１．８％に過ぎず、本件交付金が農業集落排水の整備促進という目的に対してどれだけの効果があるのか、疑問がないこともないので、更新整備に備えての本件交付金の交付の効果の検討を進めることが望ましい。

イ. 本件交付金事務に関する調査結果

(ア) 本件交付金の目的・趣旨

農業集落排水施設の整備促進を図るため、農業集落排水事業を行う市町村等に対して、予算の範囲内で群馬県農業集落排水施設整備促進交付金を交付する。

この交付金は、次の各号に掲げる事業を行う事業者に対し交付する。

- ① 地域再生計画に基づき行う農業集落排水事業汚水処理施設整備交付金交付要綱（平成１７年４月２２日農振第１６７号農林水産事務次官通知・国都下事第１８号国土交通事務次官通知・環境対発第０５０４２２００３号環境事務次官通知）に基づく農業集落排水事業

② 農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官通知）に基づく農業集落排水事業

(イ) 本件交付金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県農業集落排水施設整備促進交付金交付要綱

(ウ) 本件交付金支出の決定過程の概要

交付金の額は、当該年度に事業者が実施する交付対象事業に係る経費の100分の1.8とされている。ただし、八ッ場ダムに係る水源地域整備計画で決定された農業集落排水施設の整備は、100分の10以内とする。

(エ) 本件交付金の支出先

支出先は渋川市である。

農業事務所を通じて市町村に制度の説明をしている。交付先は市町村であり、事業の執行能力の確認は実施していない。

(オ) 本件交付金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定前に汚水処理人口普及率の押し上げ効果等を検討している。

(カ) 本件交付金の推移

本件交付金は平成17年度に開始され、11年継続している。施設整備を実施する市町村に応じて補助金額が変動している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	12,700	20,269
平成24年度	10,208	8,472
平成25年度	19,600	12,888
平成26年度	21,800	26,970
平成27年度	7,488	6,246

(キ) 本件交付金の区分・態様

本件交付金は、設備・施設の整備に関わる補助であり、定率補助（1.8%）である。

(ク) 本件交付金の負担割合

県が1.8%、国が50%、市町村が48.2%である。

(ケ) 本件交付金に係る事務量

本件交付金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

翌年度の5月31日までに実績報告書の提出を受け、農業事務所が書類並びに現地で完了検査を実施した後、担当課で書類を確認している。

(サ) 本件交付金の事後点検

支出の効果については、市町村からの汚水処理人口普及率の提出を受けて効

果測定している。また、普及率向上の観点からの事業評価も行っている。

(3) 群馬県浄化槽整備事業費補助金（浄化槽整備費補助）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書等の公印区分及び施行区分について（指摘事項 9 1）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 支出の効果の検討について（意見 1 4 8）

結論：県として汚水処理人口普及率を継続的に管理すべきである。

説明：県では、汚水処理人口普及率が 78.5%（平成 27 年度末）で全国第 37 位と低く、平成 31 年度末に 87.4%の普及率を目指している。県では、汚水処理人口普及率の状況を管理しているが、今後も継続的に管理していく必要がある。他県の包括外部監査においても浄化槽設置整備事業費補助金に関して次のような意見があった。「本件補助金は、県民の健康で文化的な生活を営む権利の保障に大きく寄与するものであるから、引き続き計画的な整備を推進するとともに、財政的基盤の悪化を理由に一方的な補助金削減による補助基数の減少が生じないように配慮する必要がある。また、＜途中省略＞県は、県民保護の視点から市町による本件事業活動の推進状況を把握するとともに必要に応じて管理監督する必要がある。」

このように、本件補助金は、県民生活の向上に繋がる補助金であるため、今後も汚水処理人口普及率を管理し、効果的な補助金利用を推進すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県における生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、汚水処理人口普及率の向上を図るため、浄化槽の整備を行う市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県浄化槽整備事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金額の算定については、浄化槽の区分、基準額、対象経費等が定められており、補助率は 3 分の 1 である。ただし、基準額を超える場合は、上限（10 万円）から国の撤去費特例の助成を除いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額を加算することとされている。

(エ) 本件補助金の支出先

前橋市他 28 市町村である。本件補助金について、リーフレット等により県民に周知しているほか、市町村への担当者会議を開催し、制度説明を実施している。交付先は市町村であり、事業の執行能力の確認は実施していない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

財源は一般財源であり、交付決定前に汚水処理人口普及率の押し上げ効果等を検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和62年度に開始され、29年継続している。平成27年度の金額が減っているのは、補助対象事業を単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換のみの場合と変更し、新設に対する補助を廃止したためである。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	341,500	262,354
平成24年度	341,500	244,670
平成25年度	359,200	252,126
平成26年度	326,400	211,138
平成27年度	197,000	124,178

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、設備・施設の整備に関わる補助であり、定率補助(3分の1)。ただし、基準額を超える場合は、上限額(10万円)から国の撤去費特例の助成を除いた額に2分の1を乗じて得た額を加算)することとされている。

(ク) 本件補助金の負担割合

個人設置型では、国、県、市町村で補助金額の3分の1ずつとされている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.2人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 本件補助金の事後点検

個人の申請から補助金交付までの一連の手続きを市町村に行き確認しており、1年で約12市町村を対象に実施し、3年で一巡するよう実施している。汚水処理人口普及率を成果指標として、市町村から汚水処理人口普及率の提出を受け、それを取りまとめて効果測定をしている。

(サ) 実績報告書

事業完了後1か月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出される。県では書類のみを確認するが、市町村では現地調査も行われている。

(シ) 事後評価

市町村から汚水処理人口普及率結果の提出を受け、普及率向上の観点から事業を評価している。

4. 県土整備部建築課の補助金

(1) 群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助制度の整備の推進について(意見149)

結論：本件補助金に関する補助制度が整備されていない市町村に対して制度整備を推進すべきである。

説明：本件補助事業は市町村が中心となっているため、各市町村で補助制度を整備されていることが望ましい。現在県内35市町村中、21市町村で補助制度が整備されており、残りの14市町村では補助制度が未整備である。日本各地で地震が頻繁に発生している今日、この耐震改修工事は早急に実施すべき事業であるため、制度未整備の14市町村の早急な整備が望まれる。

(イ) 補助事業の情報提供について (意見150)

結論：本件補助事業の促進のため、情報提供等を積極的に実施すべきである。

説明：上記意見でも述べたように当該事業は、早急に進めるべき事業であり、早い段階で「群馬県耐震改修促進計画(2016～2020)」で定めた平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標を達成できるように住民への情報提供等を市町村のみならず県も積極的に実施すべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県内の民間木造住宅の耐震改修促進体制を強化し、耐震性の向上を図るため、市町村が実施する民間木造住宅の耐震改修工事に係る補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で群馬県木造住宅耐震改修支援事業補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の交付の対象となる経費は、市町村が行う事業に要した費用として助成した経費(精密診断費、耐震改修設計費、工事監理費を含む)とする。

補助金の額は、補助対象経費のうち国庫交付金を除いた市町村負担分の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村であり、市町村から住民へと交付される。

支出先への県有施設の貸与はない。

間接補助者の把握については、市町村が中心の事業のため、市町村が行っている。35市町村の内、21市町で当該制度が整備され、14町村に制度整備を依頼しているところである。

周知については、年2回、県と市町村で耐震改修促進体制に関する会議を開催している。また、市町村が広報等で住民に周知しているほか、県と市町村がそれぞれホームページに掲載し、周知している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

市町村が耐震改修募集件数を決め、県へ申請している。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成25年度に開始され、3年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	—	—
平成24年度	—	—
平成25年度	2,525	2,525
平成26年度	2,634	2,634
平成27年度	2,440	2,440

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助（国庫交付金を除いた市町村負担分の2分の1以内で15万円を限度）である。

(ク) 本件補助金の負担割合

市町村の負担額の2分の1以内で15万円を限度に県が補助し、国は県と市町村が負担した額と同額を補助する。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

実績報告書は、事業完了日から20日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出される。現地調査はしていないが、完了実績報告書にて証拠書類の写しや写真等の確認をしている。現地調査は各市町村が実施している。

(サ) 事後点検

成果指標としては、5年に一度の統計調査から推計値で耐震化率を算出している。効果測定は、統計調査からの推計値での耐震化率を評価して実施される。

平成25年度全国82%（耐震化率）

群馬78%

平成27年度群馬80%

5. 県土整備部住宅政策課の補助金

(1) 群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 暴力団に該当しない旨の誓約書について（指摘事項92）

第4の第1項参照。

(イ) 本件補助金支出の事後的評価について（意見151）

結論：事業完了後の事後的評価として、数年間に渡って、居住者数及び適正利用の状況を書面等で確認すべきである。

説明：本件補助金の対象要件として、10戸以上の住宅供給とある（要綱第2（2）ア）が、年数を経っていくことにより、居住者数の減少や利用目的が居住ではなくなる可能性もある。したがって、居住者数の管理と適正な居住利用がなされているかどうかを確認する必要があるため、要綱等を改正して継続的

な状況報告書の提出を求めることを検討されたい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

まちなか居住の再生を促進する優良な住宅の供給及び市街地における高齢者・障害者等の快適かつ安全な移動の確保を図るため、第2に掲げる補助対象事業を施行する者に補助する市町村又は補助対象事業を行う事業主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県まちなか居住再生等支援事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

交付対象事業、算定方法等は以下のとおりである。

【市街地再開発事業等及び優良建築物等整備事業】

①市街地整備

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ当該市街地整備のうち共同施設整備に要する費用の6分の1以内の額

②市街地総合再生施設整備

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ当該市街地総合再生施設整備のうち住宅の共同施設整備に要する費用の6分の1以内の額

【人にやさしいまちづくり事業】

①バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等の整備

・事業主体が行う移動システム等の整備

移動システム等の整備に要する費用の3分の1以内の額

・移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ当該移動システム等の整備に要する費用の6分の1以内の額

②認定建築物の移動システム等の整備

事業主体が施行者に補助する費用の4分の1以内で、かつ移動システム等の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮した部分の整備に要する費用の6分の1以内の額

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村であり、市町村から各事業者へと交付される。

支出先への県有施設の貸与はない。

認定基本計画を定める市町村（前橋市、高崎市、太田市、伊勢崎市）が対象とされている。

交付先における補助事業の遂行能力の検討については、各市町村が確認している。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

本件補助金は、共有施設設備の補助支援のため、全体の施設のうち共有施設

設備が占める割合に基づき算出（国で定めている共有施設割合を利用して算出する）し、3分の1を県と市町村で補助する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成17年度に開始され、10年継続している。
ただし、市からの申請が無い場合にはゼロとなる。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	0
平成27年度	115,850	12,704

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設の整備に関わる補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

国が3分の1、3分の1を県と市町村。市と県が補助した金額と同額を国が補助することとなっている。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.02人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

完了実績報告書は、事業完了後1か月または4月15日のいずれか早い日に提出され、担当課では、受領後、市町村にヒヤリングを実施している。監査対象年度は2月22日に現地調査、同月25日に書類検査が行われた。

(サ) 事後点検

実績報告書によって証憑類を確認している。

成果指標は特になく、効果測定も行っていない。調査時点で居住戸数の確認をしている。

第 1 4 教育委員会の補助金について

1. 教育委員会管理課の補助金

(1) 高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付決定時の支出の効果の検討について（意見 1 5 2）

成果指標がなく、補助金支出の効果測定などの分析が行われていないことにつき、第 4 の第 3 項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

教育長は、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）が行う高等学校等奨学金貸与事業の運営費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、奨学金貸与運営費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額につき、要綱上、上限額は定められていない。

補助対象経費は事業団雇用者報酬・手当、社会保険料、事務費、その他教育長が承認した経費と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は（公財）群馬県教育文化事業団であり、県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、支出先は、要綱により、同事業団に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱等に基づき算出され、財源は一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成 1 7 年度に開始され、1 0 年継続している。

（単位：千円）

	予算額	決算額（確定額）
平成 2 3 年度	10, 574	9, 027
平成 2 4 年度	10, 483	8, 522
平成 2 5 年度	10, 211	8, 366
平成 2 6 年度	10, 258	9, 063
平成 2 7 年度	11, 870	10, 117

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月末日までに提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 本件補助金の事後点検

補助金の交付により期待された効果が出ていると認識されているが、具体的な成果目標が設定されておらず、特段の評価は実施していない。

2. 教育委員会福利課の補助金

(1) 公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めがないことについて（意見153）

結論：本件補助金の交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的の定めを明記すべきである。

説明：本件補助金の交付要綱には、補助対象事業の内容・補助金交付の目的に関する定めが見当たらず、「趣旨」として「県は、公立学校共済組合群馬支部（以下「共済組合」という。）が実施する各種の福祉事業に」「補助金を交付する」との記載があるのみである。

確かに、本件補助金は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することを地方公共団体に義務付けた地方公務員法第42条が根拠となると考えられ、地方公務員等共済組合法第112条第1項第1号の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業に対する補助金であるから、上記のような趣旨規定が置かれたのかもしれない。

しかし、実際は、上記の事業を、人間ドック・骨密度検診・教職員カウンセリングというように補助対象事業と補助金が具体化されており、これらが、上記の法令等に基づく事業を実施し、職員の健康保持・疾病予防・元気回復等を図る目的で成すものであることは、法令が存在していても、補助事業実施の目的となり得る事柄である。

本件補助金の位置付けを明確にする意味でも、地方公務員等共済組合法に規定される「福祉事業」に対する補助金であること、及び、そこから導かれる本件補助金の目的を交付要綱上も明らかにしておくことが望ましい。

(イ) 支出の効果の検討と事後評価をしていないことについて（意見154）

結論：本件補助金の支出の効果の検討と事後評価を行うことが望ましい。

説明：本件補助金の対象事業は、前述のとおり、人間ドック・骨密度検診・教職員カウンセリングであるが、そのうち人間ドックについては、労働安全衛生法第66条等により事業主として実施義務のある定期健康診断の代用として認められているものであるから、確かに、支出の効果・事後評価に関わらず、実施すべき事業であるという考え方も成り立ち得る。また、同法第69条により事業主として教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を講じるよう努める義務があり、骨密度検診と教職員カウンセリングは、この必要な措置と講じているのであるから、事後評価はともかく事前の支出の効果は問題とならないという考え方も成り立ち得る。

しかし、本件補助金が労働安全衛生法からも根拠付けられるとして、補助事業や補助要件の設定については裁量の幅があるはずであり、より効率的・有効的・経済的に補助金が機能するようにするためには、支出の効果の検討と実施後の評価は行うことが望ましい。なお、その効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定することが望ましい。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県教育委員会は、公立学校共済組合群馬支部が実施する各種の福祉事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとされている（要綱第1条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、公立学校共済組合群馬支部福祉事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

上限額は定められていない。人間ドックは、40歳以上で一人一回1万1千円。骨密度検診は、補助率2分の1。教職員カウンセリングは補助率10分の10。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は公立学校共済組合群馬支部であり、県有施設（駐車場）を貸与している。本件補助金の性質上、要綱により同支部に限定されている。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は一般財源である。交付決定前において、支出の効果の検討はされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年度に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	128,369	128,193

平成24年度	120,161	120,133
平成25年度	103,442	103,292
平成26年度	95,618	95,463
平成27年度	90,874	90,340

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先に6名の県職員を派遣しているが、人件費は交付先が負担している。

(コ) 実績報告書

補助年度の次年度の5月末日までに提出するものとされている（要綱第10条）。実績報告書については、支出内容や金額の正確性等、検証をしている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

特段の成果指標は定めておらず、効果測定や事後的評価はしていない。

3. 教育委員会義務教育課の補助金

(1) へき地教育センター運営費及びへき地学校巡回図書補助

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 成果指標ないし目標の設定について（意見155）

結論：具体的な成果指標ないし目標を設定すべきである。

説明：本件補助金については、成果指標が設定されていないため、補助金の必要性・妥当性の検証のための効果測定が有効になし得ない状態にある。具体的な成果指標を設定すべきである。

もっとも、本件補助金については、数値的な目標を設定しづらいとのことであり、何をもって、へき地教育の成果指標とするのか想定するのが困難であろうことは想像に難くない。しかし、数値化が困難であるからといって、成果指標ないし目標の設定を諦めることは妥当ではない。本件補助金を交付することによって、到達すべき状態を想定して、それに近付いたかどうかを測る方法はあるはずである。

適切な指標が見付かるまでは、例えば、へき地教育センターの利用者にいくつかの質問項目を用意し、5段階で満足度を回答してもらうといったアンケートを行って、その結果を評価し、目標設定に繋げることも考えられる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付要綱には「へき地教育の振興を図るため」という目的が掲げられている。交付の目的は、学校教育の指針を踏まえ、吾妻郡及び利根郡の全小・中学校の特色ある学校経営の推進を援助し学校相互の交流の促進や、教職員の研修の充実に寄与することにある。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、へき地教育センター補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

交付要綱上は上限額の定めはない。へき地教育センターの設置及び運営に必要な経費と定められている。補助率は2分の1以下との定めがある。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は吾妻郡へき地教育センター、利根郡へき地教育センターなどであり、支出先への県有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、同センターなどに限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和48年度に開始され、42年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,080	1,080
平成24年度	1,080	1,080
平成25年度	1,000	1,000
平成26年度	800	800
平成27年度	800	800

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、運営及びへき地校巡回図書購入補助であり、定率補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

へき地教育センターに対する県の補助の他に、同センターには、市町村による設置者負担がある。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.05人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後30日以内の実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。成果指標について

は特に定められておらず、特段の評価は実施されていない。

4. 教育委員会高校教育課の補助金

(1) 地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の目的と補助事業の定め方について（意見156）

結論：本件補助金の目的と補助事業について、地区ごとの課題への取組みを促進させる点を反映させるべきである。

説明：本件補助金の目的として、「各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会に対して補助し、その活動等の促進を図り、本県教育の振興に資すること」としか定めがなく、補助事業としても「広域非行防止活動」「研究調査活動」「中高交流活動」としか定めていない。そのために、本件補助金の目的が曖昧に過ぎ、支出の効果についての検討もできない。本件補助金の目的はより明確化・具体化されることが望ましいといえる。

もっとも、生徒指導の課題は各地区によって異なっており、一律に具体的な項目を目的に掲げることが困難な状況にあることも確かである。

そこで、本件補助金の目的と補助事業については、各地区の課題への取組みを促進させる点を記載し、後に述べる支出の効果の検討を可能とすべきである。

(イ) 支出の効果の検討方法について（意見157）

結論：本件補助金について、各地区の生徒指導担当教員へのアンケートなどを通じて、支出の効果の検討を行うことが望ましい。

説明：本件補助金の目的に対して、補助金支出がどの程度効果があったのか検討し、評価を行うべきであるが、非行件数の増減などの分かりやすい数値では必ずしも測りきれないものがあるのは確かである。

しかし、数値目標を立てにくいからと言って、支出の効果の検討や評価を行うことを諦めるのは早計であり、本件補助金によって、達成されるべきあるべき状態を想定し、それに対して、どの程度の効果があったのか、現場の生徒指導担当教員にアンケートを行うなどして、その結果を吟味し、評価することは可能である。

もっとも、各地区に対しては少額の補助金なので、アンケート回答者に不相応な負担をかけないよう、実績報告書に付記することを認めるなど、簡易な方法によることも、やむを得ない措置として許容し得る。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

この補助金は各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会に対して補助し、その活動等の促進を図り、本県教育の振興に資することを目的とする。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額につき、要綱上は「予算の範囲内で」と規定するのみで、具体的な算定方法、上限額等に関する規定はない。

申請内容の審査により、本件補助金支出の効果を検討している。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は各地区中学校・高等学校生徒指導対策協議会であり、支出先への固有施設の貸与はない。本件補助金の性質上、要綱により上記協議会に限定されている。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

申請内容を審査して算出される。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和50年に開始され、40年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額
平成23年度	360	360
平成24年度	336	336
平成25年度	300	300
平成26年度	300	300
平成27年度	300	300

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

事業終了の日から1か月以内、又は当該年度の次の年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

(2) 全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 支出の効果の検討方法について(意見158)

結論：専門部ごとに責任者のアンケートを採るなどして、支出の効果の検討

や事後的評価を行うことが望ましい。

説明：本件補助金については、支出の効果の検討や事後的評価がなされておらず、その原因として、順位が付かない種目もあり、具体的な成果指標を設定しにくいという事情がある。

しかし、本件補助金によって、県内の高校生の代表が全国高等学校総合文化祭に参加することで、参加した本人達の学びの他、他の都道府県の高校との交流、群馬県のPRなどの効果があるものと考えられる。例えば、参加した専門部ごとにその責任者に対し、参加した生徒の学びの深まりの程度、他の都道府県の高校との交流の程度、群馬県のPRができた程度などの項目を設定して五段階で回答してもらい、そうしたアンケート結果は、主観的なものではあるかもしれないが、継続的に収集すれば、参考になることも多く、支出の効果の検討や事後的評価を行うことも可能であると考えられる。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

本件補助金の目的につき、交付要綱は、「県は、社会教育法第3条に基づき、県民の豊かな情操と教養の涵養並びに本件芸術文化の普及振興を図るため、当該団体に対し、補助金を交付する。」旨規定する。

また、助成事業実績報告書上は、事業目的につき、「高等学校教育の一環として、高等学校生徒に各種の芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供する全国高等学校総合文化祭に積極的に参加することにより、文化活動へのより一層の意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、文化事業を通して全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図る。」旨定めている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金交付要綱、全国高等学校総合文化祭派遣事業補助金支給規程

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額につき、交付要綱には「予算の範囲内で定額とする。」としか定められていない。

補助対象経費につき、交付要綱には「派遣及び作品参加に要する交通費、旅費、食糧費、運搬費」と定められている。さらに、支給規程には「(補助対象事業) 補助金の対象となる事業は、全国高等学校総合文化祭(以下、「大会」という)への生徒派遣及び作品参加とする。(補助対象経費) 補助金の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する往復の交通費(鉄道賃、航空賃、バス代) 宿泊費、運搬費及び作品制作費とする。」と定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金の性質上、支出先は群馬県高等学校文化連盟に限定されている。同連盟は県立高校内に所在するが、事務局が当該県立高校の職員であり、同連盟の県有施設の利用関係はない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等によ

り確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱、申請、実績報告等を基礎に算出する。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和61年度に開始され、29年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,300	1,300
平成24年度	1,200	1,200
平成25年度	1,150	1,150
平成26年度	1,140	1,140
平成27年度	1,055	1,055

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業終了後すみやかに実績報告書を提出することとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

補助金の交付により期待される効果は十分出ていると認識しているが、具体的な成果指標などは設定されていない。

5. 教育委員会特別支援教育課の補助金

(1) 群馬県市立特別支援学校費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告の提出期限について（意見159）

実績報告書の提出時期について「当該補助金の交付決定を受けた補助事業者は、年度終了後1か月以内」と規定されていることにつき（要綱第7条）、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、市立特別支援学校を運営する設置市に対し、予算の範囲内で特別支援学校費の一部について補助を行い、もって県と市が連絡協調のうえ特別支援学

校教育の円滑な推進を図るものとされている（要綱第2項）。

補助対象事業は特別支援学校の運営であり、補助対象事業者は特別支援学校を設置している市である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県市立特別支援学校費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は、（当該年度決算見込額）－（特定財源）－（普通交付税措置額）により計算された額を基準として（要綱第4項）、予算額の範囲内で定めた額とされている（要綱第5項）。

補助対象経費は経常経費（県教育長が認める投資的経費を含む）に係る市費負担超過一般財源とされ、補助率は3分の2とされている（要綱第4項）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は前橋市、高崎市、桐生市、太田市である。全ての者（市立特別支援学校の所在する市）に交付されている。その他は既に県立移管しており、唯一ある私立の特別支援学校に対しては別の補助金が交付されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に定める算出方法に従い決定される。財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和54年度に開始され、36年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	93,961	84,600
平成24年度	119,220	112,189
平成25年度	62,866	66,666
平成26年度	62,244	61,942
平成27年度	62,244	49,851

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.15人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度終了後1か月以内の実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、裏付け資料の提出を求めるほか、毎年度一つの市を対象に現地調査を行っている。

(サ) 事後点検

成果指標等は定めておらず、特段の評価は実施されていないが、学校運営が順調であること、生徒数も各市100人程度（桐生市は40名程度）が確保できていることが効果として考えられている。

(2) 群馬県市立特別支援学校施設整備費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 実績報告書の提出期限について（意見160）

実績報告書の提出期限について「事業完了の日から10日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日まで」と旨規定することにつき、第4の第6項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、市立特別支援学校を運営する設置市（特別支援学校設置市）が行う特別支援学校施設整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、特別支援学校教育の円滑な推進を図るものとされている（要綱第2条）。

補助対象事業は、国庫補助の対象となった事業を基本とし、国庫補助対象を超える事業の実施については、事前に県と協議するものとされている（要綱第4条）。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県市立特別支援学校施設整備費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額は、補助対象経費から国庫補助金及び地方債を除いた市費負担額の3分の2の範囲内とされている。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は前橋市、高崎市、桐生市、太田市である。全ての者（市立特別支援学校の所在する市）に交付されている。その他は既に県立移管しており、唯一ある私立の特別支援学校に対しては別の補助金が交付されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に定める算出方法に従い決定される。財源は、一般財源である。支出前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和56年度に開始され、39年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	-	-
平成24年度	24,001	23,934
平成25年度	642	-
平成26年度	505	771
平成27年度	5,292	1,964

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は設備・施設整備費補助であり、定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.15人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

年度終了後1か月以内に実績報告書を提出するものとされている。実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証は、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

成果指標等は定めておらず、特段の評価は実施されていないが、特別支援学校の施設・整備が充実し、もって学校環境が充実すること。また学校運営が順調であること、生徒数も各市100人程度（桐生市は40名程度）が確保できていることが効果として考えられている。

6. 教育委員会生涯学習課の補助金

(1) 昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 具体的な成果指標などの設定（意見161）

結論：本件補助金の具体的な成果指標や測定方法を設定すべきである。

説明：近年、予算は減額されているが、各市町村の教育委員会からの要望は増えており、本件補助金の交付により期待される効果は出ていると認識しているとのことであった。しかしながら、具体的な成果指標などは定められておらず、自然体験を伴う教育の目的や県有施設の利用促進に対して、どのような効果があるのか具体的に把握することは困難である。担当課では、要望が増えていることを成果と考えており、利用件数や利用者数の増加に貢献していると認識しているとのことであった。こうしたことから、施設の利用促進の側面では、利用者数や利用件数などに基づいて成果指標を設定することが可能であると考えられる。他方、自然体験を伴う教育の目的については、参加者の満足度を調査することや、理科教育に好影響を与えた程度を指標化することなどの方策が考え得るが、この点は教育現場での利用のされ方などを調査して、指標を設けることができるかの検討が求められる。第4の第3項参照。

(イ) 実績報告を受けた後の評価（意見162）

結論：補助事業者から実績報告を受けた後、補助金の効果についての事後的評価を行うべきである。

説明：補助事業者から実績報告を受けた後、実績報告書の正確性の検証を行

なうに留まり、補助金の効果の評価に繋げるということはなされていなかった。

補助金の事務手続の中で事後的評価に関する手続を行うべきことは定められていないので、手続違反というわけではないが、本件補助金を継続すべきかどうか、どの程度の予算が必要なのか、交付の要件や手続に改善の余地はないか等といった点を検討するためには本件補助金の効果についての事後的評価を行うことが望ましい。

担当課では、主に予算要求と並行して行う要望調査の結果や利用学校・利用者数の実績によって、本件補助金の効果はあると認識しているとのことであるが、独立した事後的評価のプロセスを設けた方が、検討の経過が明確になり、説得力が増すと考えられる。第4の第3項参照。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、県内の子供達に自然や環境、科学等理科教育について、実証的に体験する機会を提供することを目的として、市町村立小学校等が県立ぐんま昆虫の森、県立ぐんま天文台、あるいは、県生涯学習センター少年科学館において行う自然学習教室の実施に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、昆虫の森・天文台自然学習教室事業費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

バス1台当たりの補助額は2万円を上限とし、1台当たりの補助額×台数で計算される。

補助対象経費は事業の実施に要するバスの借り上げ料である（バスの借り上げ料にガイド料、有料道路使用料、駐車場、保険料等付帯的経費が含まれている場合、これらの経費を除く。）。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は前橋市他20市町村、学校法人であり、市町村からさらに市町村の公立小学校へ交付される。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱に基づき算出される。財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成18年度に開始され、10年継続している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	6,000	5,859
平成24年度	5,280	4,954
平成25年度	4,646	4,280

平成26年度	4,000	3,769
平成27年度	4,000	3,776

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務量

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後20日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものとされている。

(サ) 本件補助金の事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認が行われている。

(2) 社会教育関係団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 交付要綱に暴力団等反社会勢力排除条項がないこと（指摘事項93）

第4の第1項参照。

(イ) 補助金交付先の選定と支出の公平性について（意見163）

結論：現在の交付先以外にも交付先となり得る団体等はないかどうかを定期的に確かめ、支出の公平性が保たれるよう配慮すべきである。

説明：本件補助金は、社会教育団体及び群馬県教育委員会が認める団体の活動を助成するために交付されるものであるが、交付先は群馬県地域婦人団体連合会のみである。他に補助対象となり得る相手先は存在しないと認識しているが、それがどうか定期的に確かめることはしていないとのことであった。

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであり（社会教育法第10条）、こうした団体が群馬県地域婦人団体連合会のみであるとは限らない。また、補助対象事業としても、①全県的又は、広域にわたるものであること、②社会教育上の成果が期待できるものであることとの限定しかないことから、他にも①②に該当する事業を行っている団体等が存在する可能性がないとはいえない。

他団体からは本件補助金の申請がないとの抗弁も考え得るが、それに対しては、本件補助金の存在や要件等に関する情報発信が十分かという問題も提起され得る。この点に関し、①県は、社会教育団体に対して、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならないとされ（同法第12条）、社会教育団体に補助金を交付する場合には社会教育委員の会議の意見を聴かなければ

ればならないとされており（同法第13条）、団体の自主性も尊重しなければならないこと、②学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から成る社会教育委員の会議の意見を聴いて本件補助金を交付していること、③現実問題として、近年、広域的な社会教育団体の活動自体が低調であり、既存の団体と同程度の活動をなし得る新たな団体が出てくる可能性は少ないことといった反論にも首肯できる面はある。

しかし、①その自主性が尊重されるべき団体に交付する以上、支出の公平性に疑いを差し挟む余地がないようにしておく必要性は高いともいえ、②社会教育委員会の会議で適正な審議がなされるようにするためにも、本件補助金の交付対象となり得る団体等の有無についての調査結果を提示した方が望ましいと考えられること、③広域的な社会教育団体の活動自体が低調なことは本件補助金の交付先が既存の団体一つであることを正当化する根拠となる反面、そうした活動に対する社会的ニーズの低下をうかがわせる事情でもあり、本件補助金の見直しの契機ともなり得る事柄であるから、補助対象となり得る団体等の有無の調査・確認の必要性を減じるものではない。

したがって、定期的に補助対象となり得る団体等の有無を確かめることによってこそ、本件補助金支出の公平性が保たれると考えられる。

（ウ）支出の効果の検討について（意見164）

結論：支出の効果は具体的に検討すべきである。

説明：本件補助金の支出の効果については、「本県における婦人団体の中核である群馬県地域婦人団体連合会の事務局運営が強化されることにより、県内の婦人団体との連携が図られ、婦人の資質向上や地域における連帯感の高揚、青少年の健全育成、生活環境の改善、ボランティア活動等が活発に行われ潤いのある地域社会作りのための一助となっている。」と評価付けされている。

補助金事務の中で支出の効果の検討が必ず必要な手続とされているわけではないので、やむを得ない面もあるが、検討内容が抽象的であり、具体的とはいえない。具体的な成果指標を設定するなどして、本件補助金の効果を具体的に検討できるようにすることが望ましい。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

（ア）本件補助金の目的・趣旨

群馬県地域婦人団体連合会は、県内12郡市の地域婦人団体（44単位婦人会）で構成。会員数3725人の連合体でその運営の要は事務局の強化充実であり、それによって本会の婦人の資質向上や地域作り及び社会福祉の増進を図るとされている。

本県における婦人団体の中核である同連合会の事務局運営が強化されることにより、県内の婦人団体との連携が図られ、婦人の資質向上や地域における連帯感の高揚、青少年の健全育成、生活環境の改善、ボランティア活動等が活発に行われ潤いのある地域社会作りのための一助となっている。

（イ）本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、社会教育関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額につき、交付要綱には「予算の範囲内で定額」としか定められていない。補助対象経費につき、交付要綱には「事業の実施に要する経費及び運営費」としか定められていない。補助割合につき特に定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は群馬県地域婦人団体連合会であり、県有施設の貸与はない。補助事業者の遂行能力の有無につき特別な検討は行っていないが、同連合会の歴史・下部組織の広がり等から遂行能力に問題はないものと認識されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果について検討されているが、内容がやや抽象的である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金が開始した年度は不明である。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	800	800
平成24年度	800	800
平成25年度	710	710
平成26年度	710	710
平成27年度	710	710

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は運営費補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

20日以内又は翌年4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。
特段の評価は実施していない。

(3) 社会教育(青少年教育)関係団体補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金交付先の選定と支出の公平性について（意見165）

結論：現在の交付先である3団体以外にも交付先となり得る団体等はないかどうかを定期的に確かめ、支出の公平性が保たれるよう配慮すべきである。

説明：本件補助金は、社会教育団体（青少年教育）の活動の推進を図るために交付されるものである。交付先は、日本ボーイスカウト群馬県連盟、（一社）ガールスカウト群馬県連盟、（公社）群馬県子ども会育成連合会の三団体に限られているが、他に補助対象となり得る相手先等がないか定期的に検討してはいないとのことであった。

「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであり（社会教育法第10条）、こうした団体が前記三団体のみであるとは断定しきれない。また、補助対象事業としても、①全県的又は、広域にわたるものであること、②社会教育（青少年教育）上の成果が期待できるものであることとの限定しかないことから、他にも①②に該当する事業を行っている団体等が存在する可能性があるともいえ、前記三団体のみ補助金支出をするに際しては、公平性が保たれるよう配慮すべきである。

もっとも、①かつては、県内の9団体に対し補助金を交付していたが、団体の構成員数が減少したこと等により、現在の3つの補助金交付先となっており、本件補助金の対象となるような広域で活動する同種団体が出てくる可能性は高いとはいえない。

また、②新たな社会教育関係団体が出てくれば、事業実施の際に教育委員会に後援申請を行うことが想定され、本件補助金の要件を充たすような団体等であれば、本件補助金について情報提供することもできるので、本件補助金の交付先となり得る団体等が漏れる可能性もまた高いとはいえない。

さらに、③社会教育委員の会議の意見を聴いて本件補助金支出先の審議を行っており、恣意性は排除されていると見ることできる。

しかし、①団体の構成員数の減少傾向は逆に社会的ニーズの低下を示す事情ともなり得ること、②後援申請をするかどうかは団体等の自主性に任されており、網羅的な機会ではないこと、③対象となり得る他団体の有無については、当該会議資料に載せなければ議事の対象となる可能性が低いことから、前記の理由で本件補助金の対象となり得る他の団体等の有無を確かめる必要性がなくなるわけではなく、支出の公平性を保つ手段としての有用性も損なわれるものでもない。

（イ）支出の効果の検討について（意見166）

結論：支出の効果は具体的に検討すべきである。

説明：本件補助金の支出の効果について、特に成果指標が定められておらず、成果指標等に基づいた事前・事後の支出の効果の具体的検討もなされていなかった。

もっとも、交付先である団体の事業計画と実績報告書の確認・検討によって補助金に意義のあることは確かめられており、担当課において、本件補助金の

効果について、全く配慮されていないわけではない。

しかし、本件補助金は創設時からの経過年数も相当長期化しており、一般的に、同種団体の活動が低調となっていく中で、支出を継続することの正当性については、支出の効果の具体的検討を経てみないと、判定が難しいともいえる。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

社会教育（青少年教育）活動の推進を図るため、社会教育（青少年教育）関係団体が実施する事業に対し補助金を交付するとされている。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、社会教育（青少年教育）関係団体補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額については、予算の範囲内と定めるのみで上限額の定めはない。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は日本ボーイスカウト群馬県連盟、（一社）ガールスカウト群馬県連盟、（公社）群馬県子ども会育成連合会であり、県有施設の貸与がある。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

財源は一般財源である。交付決定前に本件補助金支出の効果の検討は特になされていない。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和31年度に開始され、59年継続している。

(公社) 群馬県子ども会育成連合会 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	1,040	1,040
平成24年度	1,040	1,040
平成25年度	1,040	1,040
平成26年度	1,040	1,040
平成27年度	1,040	881

日本ボーイスカウト群馬県連盟 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	270	270
平成24年度	270	270
平成25年度	270	270
平成26年度	270	270
平成27年度	270	270

(一社) ガールスカウト群馬県連盟 (単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	190	190

平成24年度	190	190
平成25年度	190	190
平成26年度	190	190
平成27年度	190	190

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は、事業費補助であり、補助対象経費の2分の1以内という条件付きの定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後、20日以内又は翌年4月10日のいずれか早い日までに提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。
成果指標は特に定められておらず、効果測定もされていない。

7. 教育委員会健康体育課の補助金

(1) へき地学校巡回検診事業補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 補助金の廃止を検討すべきこと（意見167）

結論：補助金の廃止を検討すべきである。

説明：本件補助金は、昭和35年に設置された補助金であり、医療環境の十分ではなかつたいわゆるへき地に所在する学校に医師等を派遣し、もって医療環境の充実を図ることを目的としていた。当初は、地域住民も受診できる体制となっており、医療へのアクセスが不十分であった地域においては、当該事業が果たす役割は高かったものと考えられる。

しかし、補助金設置当初と比較し、医療の拡充及び交通環境の整備が進んだ現在にあつては、いわゆるへき地にあつても医療へのアクセスが必ずしも不十分とはいえず、医師等の派遣につき補助を行う本件補助金が果たす役割は薄れていると言わざるを得ない。平成25年には補助金を対象経費全額から2分の1に減額する見直しをしているが、補助金自体の意義を再考し、廃止も含めて再検討を行うべきである。

(イ) 効果測定が不十分であること（意見168）

結論：本件補助金の支出に伴う効果測定が不十分である。

説明：本件補助金は、へき地に医師を派遣し生徒の医療へのアクセスを確保するものであって、病気等の早期発見や未然の防止こそが診断の目的であると言えるから、事業実施による診断結果を把握することが肝要であり、補助金の効果の把握と言える。具体的には、診断について、何人が受診し、何人が再受診または経過観察となり、何人が要治療となったのか等、その具体的な結果を得て初めてその効果を把握できているといえる。

しかるに、本件補助金の実績報告書をみると、具体的な診断結果として上記事情を記載する市町村もあれば、参加人数と抽象的結果しか報告していない市町村も散見された。上記からすれば、市町村に対して上記具体的結果を報告するよう求めるべきである。

イ．本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

群馬県教育委員会は、市町村が公益社団法人群馬県医師会に業務委託をし、自らが所管するへき地学校へ耳鼻咽喉科医、眼科医を派遣し児童生徒の健康診断を実施する事業に対して補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、へき地での健康診断実施事業であり、補助対象事業者は市町村である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、へき地学校巡回検診事業補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助額については、本件補助事業の一回分の経費を経費とし、予算の範囲内において算出する(要綱第2条)。

(エ) 本件補助金の支出先

支出先は市町村であり、そこから群馬県医師会へと費用が支払われる。支出先への県有施設の貸与はない。

交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

要綱の規定に従い算出される。眼科、耳鼻咽喉科の両方を実施する場合には事業費23万円の2分の1である11万5000円、眼科のみ実施する場合(高山村)は事業費15万円の2分の1である7万5000円である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和35年度に開始され55年継続している。平成24年度までは全額を負担していたが、平成25年度より補助対象経費の2分の1に減額した。

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,840	1,680
平成24年度	1,840	1,680

平成 2 5 年度	920	880
平成 2 6 年度	920	725
平成 2 7 年度	920	880

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費補助であり、2分の1以内の定率補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担するもので、県以外（国、市町村）の負担はない。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

当該年度の事業完了後1か月以内又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとされている。

実績報告書（支出内容及び金額）の正確性の検証のため、裏付け資料の提出を求めている。

(サ) 事後点検

効果としてはへき地における子どもの医療充実が挙げられるが、効果測定はなされていない。

- (2) 群馬県体育大会等振興費補助金（①群馬県中学校総合体育大会開催費補助金、②全国・関東中学校体育大会派遣費補助金、③群馬県高等学校総合体育大会開催費補助金、④関東高等学校体育大会開催補助金、⑤全国・関東高校体育大会派遣費補助金（定時制・通信制含む）、⑥全国高等学校野球選手権大会派遣補助金、⑦選抜高等学校野球大会派遣補助金）

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 施行年月日、公印区分及び施行区分（指摘事項94）

③につき、第4の第2項参照。

(イ) 要綱を見直すべきこと（意見169）

結論：要綱の適用対象となる補助金の範囲が広範に過ぎる。

説明：本件補助金は、群馬県体育大会振興費補助金交付要綱に基づき交付されているところ、同要綱は、補助対象事業者を、群馬県小学校体育研究会から群馬県豊学校体育後援会までの6団体、補助対象事業を体育大会等開催事業、全国・関東大会等派遣事業、その他知事が特に必要と認める事業と規定する。

本要綱に基づき17項目の補助金を支出しているところ、小学校体育研究会が行う事業と高等学校体育連盟が行う事業、また豊学校体育後援会が行う事業等、その規模、内容等は大きく異なるのであって、本要綱のみでそのすべてを網羅しようとするれば、必然的に内容は抽象的なものとならざるを得ない。また、変動性のある補助割合やその他細部の手続に関し実施要領で規定することはや

むを得ないとしても、各補助金の基礎となる算出方法や補助対象経費等の規定は要綱に規定すべきである。

したがって、各補助金に即した形で要綱を見直し、必要があれば補助金の区分に応じて要綱の細分化を検討すべきである。

(ウ) 旅費の算出方法を明確に規定すべきこと（意見 170）

結論：本件補助金③⑤につき、旅費の算出方法を明確に規定すべきである。

説明：本件補助金③⑤の実施要領は、旅費の算出方法につき、「交通費については、前橋を基点とした開催地までの往復運賃の7割とする。片道運賃をJR鉄道の利用、101km以上の乗車は学割（×0.8）で積算する」と規定されている（実施要領第4項）。一方で、JR鉄道以外の利用が必要となった場合の算出方法、特急、急行料金の措置、新幹線や指定席利用等に関する規定等が存在しない。

補助金の交付に当たってその算出方法が重要であり、これら料金の計上が必要なのであれば、要綱または要領においてより具体的に明記すべきである。この他、旅費支給基準の必要性等につき、第4の第4項参照。

(エ) 高体連の運営収支状況を把握すべきこと（意見 171）

結論：本件補助金③につき、高体連の運営収支状況を把握すべきである。

説明：本件補助金③は群馬県高等学校総合体育大会開催事業に係る事業費補助であるところ、実績報告にあつては、当該補助事業に係る収入支出決算書等が提出されており、この点に不備はない。

本事業は、県の補助金、高体連・専門部・競技団体の負担金、参加料その他により実施されているところ、本件補助金③の支出の額が適正相当であるというためには、負担金を支出する各団体の収支状況についても一定程度把握する必要がある。

したがって、事業実施主体である高体連の運営収支状況についても、資料の提出及び現地調査等により把握し、額の見直し等を検討すべきである。

(オ) 概算払いの必要性につき疎明資料を求めるべきこと（意見 172）

結論：本件補助金②⑥⑦につき、概算払いの必要性につき疎明資料を求めるべきである。

説明：本件補助金②は、補助対象となる派遣事業5事業の内、夏季関東大会、夏季全国大会、冬季全国駅伝大会の3事業において概算払いを実施している。

あくまで補助金は補助額確定後交付が原則であり、概算払いは額確定前における事業実施のための例外的措置に過ぎないことからすれば、概算払いは必要かつ相当な範囲で認められなければならない。

疎明資料としては、夏季全国大会においてのみ、連盟の一般・特別会計予算の概要書が提出されているが、より具体的な年間の収支予算計画書等の提出を求めたうえで、必要かつ相当な範囲の検討を行うべきである。

また、本件補助金⑥⑦について、それぞれ、交付決定の翌日の平成28年2月25日付概算払い申請書に基づき、100万円ずつ全額の概算払いがなされ

ている。しかるに、概算払いの理由は、「本大会出場にあたり多大なる経費の支出が見込まれ、派遣事業を円滑に推進するため」と記載されるのみで、また疎明資料は添付されていない。

補助金の交付はあくまで補助金額の確定後が原則であって、概算払いはあくまで必要性が認められる場合の例外であることからすれば、補助事業者である群馬県高等学校野球連盟が概算払いを必要とする必要性につきより具体的な記載を求め、また資料をもって必要性の疎明を求めるべきである。

(カ) 本件補助金⑥⑦の補助額の妥当性、算定方法につき再検討を行うべきこと(意見173)

結論：補助額が妥当であることにつき、算定方法を含めて再検討を行うべきである。

説明：本件補助金⑥⑦は、群馬県高等学校野球連盟に交付されるが、同連盟は本件補助金を出場校に交付する。出場校はこうした補助金を受ける以外にも、寄付を募るなど、自助努力もして選手団を甲子園に派遣している。具体的には、本件補助金のほか、出場校が所在する各市町村の補助金、父兄やOB等による出場校に対する寄付金等により甲子園大会への派遣資金が賄われている。これらの市町村からの補助金収入や父兄等からの寄付金収入の多寡は出場校や所在市町村により開きがある。また、事業実施に必要となる費用についても、派遣人数や開催日程、勝敗による滞在日数等によって変動するものであって、一律のものではない。

しかるに、本件補助金⑥⑦は毎年度100万円を定額として交付しており、近年において額の変動は見られず、またその具体的算定方法も明確でない。したがって、上記事情を踏まえ、補助額100万円が妥当であることにつき、算定方法を含めて再検討を行うべきである。

イ. 本件補助金事務に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

県は、スポーツ基本法に基づき、学校体育の振興及び運動部活動の競技力向上を図るための事業に対して補助金を交付するものとされている(要綱第1条)。

補助対象事業は、体育大会開催・派遣に関する事業である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県体育大会等振興費補助金交付要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は予算の範囲内において算出する(要綱第3条)。

体育大会開催費補助、全国・関東大会等派遣費補助という事業に対する補助事業者や補助対象経費が定められている。

(エ) 本件補助金の支出先

本件補助金①②の支出先は群馬県中学校体育連盟、本件補助金③④⑤の支出先は群馬県高等学校体育連盟、本件補助金⑥⑦の支出先は群馬県高等学校野球連盟であり、いずれの支出先に対しても県有施設の貸与はない。

本件補助金の性質上、要綱によりそれぞれに交付先が限定されている。交付先における補助事業の遂行能力については、実績報告、現地調査等により確認されている。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源

各補助金の算定方法は(キ)に記載したとおりである。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金の開始年度は不明である。

①群馬県中学校総合体育大会開催費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,500	1,500
平成24年度	1,500	1,500
平成25年度	1,350	1,350
平成26年度	1,350	1,350
平成27年度	1,350	1,350

②全国・関東中学校体育大会派遣費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	13,497	13,675
平成24年度	9,643	10,109
平成25年度	9,869	13,101
平成26年度	24,085	15,602
平成27年度	26,272	22,895

③群馬県高等学校総合体育大会開催費補助 (単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,900	1,900
平成24年度	1,900	1,900
平成25年度	1,710	1,710
平成26年度	1,710	1,710
平成27年度	1,710	1,710

④関東高等学校体育大会開催補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	1,050	1,050
平成24年度	1,050	1,050
平成25年度	675	675
平成26年度	810	810

平成 2 7 年度	810	810
-----------	-----	-----

⑤全国・関東高校体育大会派遣費補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 2 3 年度	30,778	26,511
平成 2 4 年度	26,532	20,357
平成 2 5 年度	37,288	36,046
平成 2 6 年度	22,251	17,701
平成 2 7 年度	32,196	31,278

⑥全国高等学校野球選手権大会派遣補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 2 3 年度	1,000	1,000
平成 2 4 年度	1,000	1,000
平成 2 5 年度	1,000	1,000
平成 2 6 年度	1,000	1,000
平成 2 7 年度	1,000	1,000

⑦選抜高等学校野球大会派遣補助金 (単位：千円)

	予算額	決算額 (確定額)
平成 2 3 年度	-	2,000
平成 2 4 年度	-	-
平成 2 5 年度	-	1,000
平成 2 6 年度	-	1,000
平成 2 7 年度	-	1,000

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金①は事業費補助であり、定額補助となっている。

本件補助金②は参加者旅費の実費補助であり、8割の定率補助となっている。

本件補助金③は事業費補助であり、171万円の定額補助となっている。

本件補助金④は事業費補助であり、1種目13万5000円の定額補助となっている。

本件補助金⑤は参加者旅費の実費補助であり、7割(定時制・通信制は8割)の定率補助となっている。

本件補助金⑥⑦は参加者旅費の実費補助であり、100万円の定額補助となっている。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金①②③⑤⑦は県が100%負担するもので、県以外(国、市町村)の負担はない。

本件補助金④も県が100%負担するものであるが、開催市町村も同様の補

助として一部負担している。

本件補助金⑥⑦も県が100%負担するものであるが、同様のものとして、出場校が所在する市町村からの補助金が存在する。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金①から⑧までの事務に従事する人員は、いずれも、それぞれ0.1人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業完了後1か月以内の実績報告書を提出するものとされている。

(サ) 事後点検

実績報告書及び関係書類をもとに調査・確認を行っている。

効果としては、i 体育大会が円滑に開催され(①)、全国・関東大会への参加の機会を確保し(②)、もって中学生の体育環境が向上すること、ii 群馬県高等学校総合体育大会及び関東高等学校体育大会を円滑に開催し(③④)、全国・関東高校体育大会への出場の機会を確保し(⑤)、全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球選手権大会への出場の機会を確保し(⑥⑦)、もって高校生の体育環境が向上することが挙げられる。しかし、直接的な効果の把握はその性質上困難であり、効果測定・評価などはされていない。

第 15 警察本部の補助金について

1. 県警本部生活安全部生活安全企画課の補助金

(1) 群馬県防犯協会活動補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項 95）

第 4 の第 2 項参照。

(イ) 補助金交付の相手先の明確化（意見 174）

結論：補助金の相手方として定める団体が、法人格を有する団体である場合には、補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

説明：本件補助金の交付の相手方は、群馬県警察関係補助金等取扱要綱（以下、本項目（第 15）において「取扱要綱」という。）上、「公益財団法人群馬県防犯協会」ではなく、「公益財団法人群馬県防犯協会理事長」とされている。しかし、支出回議書に記載されている相手先は「公益財団法人群馬県防犯協会」であるところ、実態としても、同団体自体が本件補助金を受領して、補助対象事業を実施しているものと考えられる。本件補助金交付の相手方は、法人格を有しない社団などではなく、法人格を有する団体であるので、特に代表者を相手方と定める実益も乏しいだけでなく、本件補助金の一部の返還を求める必要が出てきたような場合においては、交付の相手方が団体の理事長のままでは、返還請求する相手方を決めるのに不都合を生じかねない。補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

(ウ) 概算払の必要性（意見 175）

結論：概算払を行う場合には、その必要性について、十分に確認を行うべきである。

説明：本件補助金は、平成 27 年 9 月 14 日に 200 万円、同年 12 月 15 日に 190 万円が概算払されたことにより、その全額の支払が行われている。しかし、同団体から提出された「概算払請求書」には、概算払を求める理由として、「概算払を受けて事業活動を実施したい」旨記載されているのみで、確定後の支払では足りない理由につき、何ら記載されていなかった。実際には事業実施の必要性が認められ、概算払が行われていたが、補助金は確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に認められるものである（規則第 7 条第 2 項）、補助金受領団体の資金状況や補助事業の実施状況などから概算払を行う相当な理由があるか否かを検討する必要がある。そこで、今後は、概算払を行う際には、その都度、同団体から会計の状況を示す資料の提出を受けるなどし、概算払を実施する相当な理由があるのか否か、特にその必要性について十分な確認を行って可否を判断すべきである。

(エ) 正味財産が増加している団体に対する補助金支出の効果の検討について（意

見 176)

結論：補助金交付先の正味財産の状況は、補助金支出の効果に影響を与えることもあるので、その動向に留意し、補助金支出の効果の検討の際に考慮されるべきである。

説明：本件補助金は、昭和60年度から継続して、補助金受領団体が地域安全事業、青少年育成事業等の補助事業を実施するにあたって交付されているものである。本件補助金額は、平成9年度には900万円であったところ、県の財政の影響から徐々に減少し、平成22年度以降は390万円が定額で支出されている。同団体の正味財産合計額は、平成26年度終了時点で9806万8676円であり、平成27年度終了時点では正味財産合計額は1億206万1736円と、平成27年度だけで399万3060円増加していた。この金額は、平成27年度の補助金額を約10万円上回る額であった。

一見すると、補助金を受領しながら、多額の正味財産を維持・増加させたかのように見えるが、同団体の正味財産のうち、8950万円は県から拠出された基本財産（指定正味財産）であって原則として取り崩しはできず、同団体の裁量で使用できる一般正味財産は856万8676円にすぎない。県が多額の資金を外部団体に拠出金として持つことの是非はともかく、補助事業の実施という観点からは、同団体が補助事業を実施するための資金とできるのは正味財産の一部に限られている。また、平成27年度に交付された補助金は補助事業の対象経費に費目ごとに充当されており、無駄なものが検出されたわけではない。

とはいえ、県の政策経費予算が厳しい状況の中で一般正味財産が増加していたのも事実である。そこで、今後は、本件補助金の支出の効果を検討する際、補助金受領団体の予算と収支だけでなく、その財政状態も考慮されることが望ましい。

イ．本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付先団体の定款に定める目的は「防犯活動の推進母体として、地域住民の防犯意識の高揚や防犯対策の普及を図るとともに、自主的な防犯活動の活性化を図ることで、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与すること」である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県警察関係補助金等取扱要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」で交付するとしか定められていない（取扱要綱第2条）。補助対象経費の範囲や補助の割合は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県防犯協会であり、支出先へ県有施設が貸与されている。本件補助金交付の相手方は、同団体理事長に限定されている（取扱要綱別表）。

県内の市町村にも防犯協会は設けられているが同団体とは別個の団体である。これまでの活動状況等から、全県的に防犯活動に取り組む団体としては、群馬県内には同団体以外に存在しない。補助事業の遂行能力は、これまでの実績を踏まえ、検討している。

(オ) 本件補助金の算定方法

過去5年間にわたり、390万円が定額で支出されている。支給金額は予算の関係から決定されており、特段算定根拠等は定めていない。財源は一般財源である。支出の効果については、本件補助金の場合、効果は数字に現れにくいものであるが、刑法犯の認知件数を目安として検討されている。群馬県内においては、特殊詐欺や子ども・女性に対する犯罪は増加傾向にあるが、刑法犯自体は11年連続で減少している

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は昭和60年度に開始され、31年継続している。

平成9年度には700万円を支出していたが、その後、徐々に減額を行い、平成22年度からは390万を定額で支出している。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,900	3,900
平成24年度	3,900	3,900
平成25年度	3,900	3,900
平成26年度	3,900	3,900
平成27年度	3,900	3,900

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、当該年度の次の年度の5月31日までに、補助事業が完了したときはその日から2か月以内に、実績報告書を主管課長の審査を経て、県警本部長に提出しなければならない（規則第11条、取扱要綱第9条）。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の提出を受けた後、補助金受領団体に出向き、同団体の財務資料や領収書等をすべて確認することにより、目的外使用のないことを調査・確認している。

効果は数字に現れにくいものであるため、具体的な成果指標は特に設けていない。ただし、刑法犯の認知件数を目安として把握し、効果を検討している。

補助金の効果の評価も実施しており、県警全体として、刑法犯の認知件数を把握するなどの方法により、評価を行っている。

2. 県警本部刑事部組織犯罪対策第一課の補助金

(1) 群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分（指摘事項96）

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付の相手先の明確化（意見177）

結論：補助金の相手方として定める団体が、法人格を有する団体である場合には、補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

説明：本件補助金の交付の相手方は、取扱要綱上、「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」ではなく、「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター理事長」とされている。しかし、支出回議書に記載されている相手先は「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」であり、実態としても、同団体自体が本件補助金を受領して、補助対象事業を実施しているものと考えられる。本件補助金交付の相手方は、法人格を有しない社団などではなく、法人格を有する団体であるので、特に代表者を相手方と定める実益も乏しいだけでなく、本件補助金の一部の返還を求める必要が出てきたような場合においては、交付の相手方が団体の理事長のままでは、返還請求する相手方を決めるのに不都合を生じかねない。補助金交付の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

(ウ) 概算払の必要性（意見178）

結論：概算払を行う場合には、その必要性について、確認を行うべきである。

説明：本件補助金は、平成27年10月26日に200万円、平成28年2月25日に250万円が概算払されたことにより、交付決定額500万円のうち450万円の支払が行われている。しかし、同団体から提出された「概算払請求書」には、概算払を求める理由として、「事業を円滑に推進する経費として随時支出を必要とするので概算払を求める」旨記載されているのみで、確定後の支払では足りない理由は記載されていなかった。実際には事業実施の必要性が認められ、概算払が行われていたが、補助金は確定後に支払われるのが原則であり、概算払は「相当の理由があるとき」に認められるものである（規則第7条第2項）、補助金受領団体の資金状況や補助事業の実施状況などから概算払を行う相当な理由があるか否かを検討する必要がある。そこで、今後は、概算払を行う際には、その都度、同団体から会計の状況を示す資料の提出を受けるなどし、概算払を実施する相当な理由があるのか否か、特にその必要性について十分な確認を行って可否を判断すべきである。

(エ) 正味財産が多額である団体に対する補助金支出の効果の検討について（意見179）

結論：補助金交付先の正味財産の状況は、補助金支出の効果に影響を与えることもあるので、その動向に留意し、補助金支出の効果の検討の際に考慮されるべきである。

説明：本件補助金は、平成5年度から継続して、補助金受領団体が暴力団被害等の対策に係る相談・支援事業等の補助事業を実施するにあたって交付されているものである。本件補助金額は、平成15年度には660万円であったところ、県の財政や条例制定の影響を受けて増減を繰り返した結果、平成23年度以降は500万円が定額で予算決定され、450万円又は500万円が実際に支出されている（予算額500万円のうちの50万円は、暴力団事務所使用差止め請求訴訟等があった場合に支出する予定のものであるため、訴訟等のない年度は450万円、訴訟等のあった年度には500万円を上限に支出される）。

補助金受領団体の正味財産合計額は、平成26年度終了時点においては6億5628万9694円、平成27年度終了時には若干減少してはいるものの6億5546万8017円である。一見すると、巨額の資産であり、そのような団体に本件補助金を支出しても効果が期待できないのではないかとの疑問の余地もある。しかし、平成26年度末の同団体の正味財産のうち、6億2631万5069円は県から拠出された基本財産（指定正味財産）であって原則として取り崩しはできず、同団体の裁量で使用できる一般正味財産は2997万4625円であり、同年度の同団体の経常費用（2794万7736円）からみても、巨額とはいえない。また、平成27年度末の一般正味財産は2905万8643円であり、前年度末に比して91万5982円の減少となっている。このように、同団体が、補助事業を実施するための資金は限られており、しかも一般正味財産は減少しており、補助事業の経費に充てるための本件補助金は無駄とはいえない。

しかし、2905万8643円という一般正味財産は巨額とはいえないまでも多額ではあること、指定正味財産に属する定期預金や投資有価証券の運用益を得た上に補助金の交付も受けていることから、県の政策経費予算が厳しい状況の中で、本件補助金の効果の検討は重要である。今後は、本件補助金の支出の効果を検討する際、補助金受領団体の予算と収支だけでなく、その財政状態も考慮されることが望ましい。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付先団体の定款に定める目的は、「暴力追放に対する県民意識の高揚を図るとともに、地域及び職域における暴力追放活動の推進によって、安全で安心な社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与するため」である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県警察関係補助金等取扱要綱

(ウ) 本件補助金支出の決定過程の概要

補助金は、「予算の範囲内」で交付することとされている(取扱要綱第2条)。

補助の対象となる経費の範囲及び割合は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターであり、支出先へ県有施設が貸与されている。本件補助金交付の相手方は、同団体理事長に限定されている(取扱要綱別表)。また、同団体は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、公安委員会によって「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定されているセンターであり、センターは「都道府県に一」と限られているため(同法第32条の3第1項柱書)、同様の相手先は存在し得ない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

過去5年間にわたり、予算額は500万円である。このうちの50万円は暴力団事務所使用差止請求訴訟等があった場合に支出する予定のものであり、訴訟等のない年度は450万円、訴訟等があった年度には500万円を上限に支出される。訴訟遂行費用としての50万円は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の平成24年10月の改正・施行により、「都道府県暴力追放運動推進センター」が訴訟遂行主体となったことに伴うものである。支給金額は、事業活動及び県の予算の関係から決定されており、特段算定根拠等は定められていない。財源は一般財源である。補助金受領団体に寄せられているこれまでの相談件数を把握するなどして、支出の効果について検討している。

(カ) 本件補助金の推移

本件補助金は平成5年度に開始され、23年継続している。予算額は、以下のとおり、変動している。

平成5年度～平成14年度	600万円
平成15年度	660万円
平成16年度	430万円
平成18年度	420万円
平成19年度	410万円
平成20年度	400万円
平成22年度	370万円
平成23年度以降	500万円

(単位：千円)

	予算額	決算額(確定額)
平成23年度	5,000	5,000
平成24年度	5,000	5,000
平成25年度	5,000	5,000
平成26年度	5,000	4,500
平成27年度	5,000	4,500

平成23年度に130万円増額となったが、これは、群馬県暴力団排除条例が制定されたことに伴い、これまでよりも普及活動を強化することとなったためである。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は、県が100%負担するものである。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、当該年度の次の年度の5月31日までに、補助事業が完了したときはその日から2か月以内に、実績報告書を主管課長の審査を経て、県警本部長に提出しなければならない(規則第11条、取扱要綱第9条)。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の提出を受けた後、担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、領収書等の内容を確認することにより、目的外使用のないことを確認している。成果指標は特に定めてはいない。県警全体として、補助金受領団体に寄せられた相談件数を把握するなどの評価を行っている。

3. 県警本部交通部交通企画課の補助金

(1) 群馬県交通安全協会補助金

ア. 指摘事項ないし意見

(ア) 通知書の公印区分及び施行区分(指摘事項97)

第4の第2項参照。

(イ) 補助金交付の相手先の明確化(意見180)

結論：補助金交付の相手方として定める団体が、法人格を有する団体である場合には、補助金の相手方の明確化を図るため、法人自体を相手方と定めるべきである。

説明：本件補助金の交付の相手方は、取扱要綱上、「公益財団法人群馬県交通安全協会」ではなく、「公益財団法人群馬県交通安全協会理事長」とされている。しかし、支出回議書に記載されている相手先は「公益財団法人群馬県交通安全協会」であり、実態としても、同団体自体が本件補助金を受領して、補助対象事業を実施している。本件補助金交付の相手方は、法人格を有しない社団などではなく、法人格を有する団体であるので、特に代表者を相手方と定める実益も乏しいだけでなく、本件補助金の一部の返還を求める必要が出てきたような場合においては、交付の相手方が団体の理事長のままでは、返還請求する相手方を決めるのに不都合を生じかねない。補助金交付の相手方の明確化を図るた

め、法人自体を相手方と定めるべきである。

イ. 本件補助金に関する調査結果

(ア) 本件補助金の目的・趣旨

交付申請書によると、「交通道德の普及・高揚及び交通関係各般の健全な発達を図り、交通の安全確保に寄与すること」である。

(イ) 本件補助金の根拠法令・条例・規則・要綱・要領等

規則、群馬県警察関係補助金等取扱要綱

(ウ) 本件補助金の決定過程の概要

補助金の額は、「予算の範囲内」で交付すると定められている（取扱要綱第2条）。補助の対象となる経費の範囲と割合は特に定められていない。

(エ) 本件補助金の支出先

公益財団法人群馬県交通安全協会であり、交付先へ県有施設が貸与されている。本件補助金交付の相手方は、同団体理事長に限定されている（取扱要綱別表）。同様の事業を実施する団体としては、群馬県内の警察署ごとに設けられている地区安全協会が15団体あるが、それらは同団体の下部組織であり、かつ、全県的に活動を行っている団体ではないため、本件補助金交付の相手先となっていない。

(オ) 本件補助金の算定方法・財源等

交付金額は予算の関係から決定されており、特段算定根拠等は定められていない。財源は一般財源である。

(カ) 本件補助金の推移

過去5年間の予算額と決算額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	予算額	決算額（確定額）
平成23年度	3,900	3,900
平成24年度	3,900	3,900
平成25年度	3,900	3,900
平成26年度	3,900	3,900
平成27年度	3,200	3,200

平成18年度は440万円であったが、交通事故の発生件数の減少、県の財政状況などの事情から定期的に削減の方向で見直しが図られた結果、徐々に減額しており、本報告書作成時点で平成29年度から廃止される見込みであることが判明した。

(キ) 本件補助金の区分・態様

本件補助金は事業費の補助であり、定額補助である。

(ク) 本件補助金の負担割合

本件補助金は県が100%負担である。

(ケ) 本件補助金に係る事務負担

本件補助金に関する事務に従事する人員は延べ0.013人程度であり、交

付先への県職員の派遣はない。

(コ) 実績報告書

補助事業者は、当該年度の次の年度の5月31日までに、補助事業が完了したときはその日から2か月以内に、実績報告書を主管課長の審査を経て、県警本部長に提出しなければならない（規則第11条、取扱要綱第9条）。

(サ) 事後点検

事業実績報告書の提出を受けた後、担当部署の職員が補助金受領団体に出向き、領収書等を確認することにより、目的外使用のないことを確認している。具体的な成果指標は特に定めていない。県警全体として、交通事故の発生件数を把握するなどして、評価が実施されている。

近時、本件補助金の減額・廃止が検討対象となっていた。ある程度の事業は自主財源で賄えるのではないかということがその理由である。

(シ) その他～本件補助金の廃止について

本件補助金は、昭和30年代ころから継続して、補助金受領団体が交通事故防止事業等の補助事業を実施するにあたって交付されているものである。本件補助金は、交通事故の発生件数の減少などに伴い、予算が削減されてきたが、人口あたりの自動車保有台数が全国1位の車社会である群馬県内においては、補助金受領団体が県警と連携・協力して交通事故防止事業を実施していく必要性がある。

しかし、他方で、補助金受領団体の正味財産合計額は、平成27年度終了時点において、36億89万9554円と莫大である。平成26年度終了時点においては36億181万234円であったため、平成27年度においては約100万円減少しているものの、全体の金額からすれば僅かである。また、平成25年度終了時点の正味財産合計額が34億8866万9654円であったことからすれば、補助金受領団体の財産が毎年減少傾向にあるということとはできない。すなわち、補助金受領団体には、十分な自己資金がある。さらに、補助金受領団体の年間の収入に占める補助金額の割合は、0.2%とごく僅かである。

このような状況からすると、今後も同規模の補助金の支出が行われなければ、補助金受領団体における補助事業の実施が困難となるような事情があるとは考えられず、あえて、県が高額の補助金を支出する必要はないものと考えられた。

そうしたところ、県警本部においても、平成29年度当初予算編成において、本件補助金を予算要求しないこととなり、本報告書作成時点で廃止が確実な状況となった。